

長与町
老人福祉計画・第8期介護保険事業計画

(第8期 令和3年4月～令和6年3月)

令和3年3月

長与町

目次

第1部 計画の策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨	2
1 計画の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
(1) 計画の策定	4
(2) 行政機関内部の体制	4
(3) アンケート調査の実施	4
第2章 高齢者をとりまく現状と課題	5
1 総人口と高齢化率	5
2 要介護認定者	6
3 介護保険料の状況	7
4 アンケート調査結果にみる高齢者のようす	8
(1) 高齢者の社会参加の状況や地域活動への意識	8
(2) 介護が必要になっても自宅で暮らすためにあればよいと思うサービス	9
(3) 介護が必要となった場合の意向	10
(4) これからの施策として特に力を入れるべきこと	11
(5) 介護を主な理由とした過去1年間の離職状況	11
(6) 仕事と介護の両立に効果があると思う支援	12
(7) 働きながらの介護の継続意向	12
(8) 介護を行う上で困っていることや望んでいること	13
(9) 主な介護者が不安に感じている介護	14
(10) 今後の介護意向	15
第3章 地域包括ケアシステムの取組状況	16
1 地域包括ケアシステムの整備状況	16
2 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ	26
第4章 第7期計画における介護保険事業の実施状況	29
1 給付実績	29
2 予防給付	30
3 介護給付	32
第5章 計画の基本ビジョンと基本方針	34
1 基本理念	34
2 基本目標	35

第2部 計画の実現に向けた施策の展開

第1章 長与町の特性にあわせた 地域包括ケアシステムの深化・推進	38
1 健康づくりの支援	38
2 介護予防の推進	40
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	40
(2) 一般介護予防事業	41
(3) 包括的支援事業	42
(4) 任意事業	45
3 地域ケアネットワークの整備	46
第2章 世代をこえた支え合いと 一人ひとりの安心・生きがいづくりの推進	48
1 社会参加の支援	48
2 地域生活の支援	51
3 安心・安全な生活環境づくりと相談体制の充実	54
(1) 総合相談	54
(2) 権利擁護、虐待防止	55
(3) 災害対策、交通安全	56
第3章 適切な介護保険サービスの提供と質の向上	59
1 居宅サービスの見込量	59
(1) 予防給付	59
(2) 介護給付	61
2 施設サービスの見込量	63
3 地域密着型サービスの整備計画	64
4 相談・情報提供の充実	65
5 サービスの質の向上に向けた取組	66
6 介護保険給付適正化の推進	68
第4章 推進体制の整備	70
1 保健・医療・福祉の連携・強化	70
(1) 推進体制の充実	70
(2) 関係機関との連携	70
2 連携と協働	70
(1) 住民との協力関係の構築	70
(2) 関係団体との連携と支援	70
3 計画の進行管理	70

第3部 介護保険事業費の見込み	
第1章 介護保険被保険者と認定者数の推移	72
(1) 被保険者数の推移	72
(2) 要介護認定者数の推移	73
第2章 サービス給付費総額	74
(1) 予防給付費	74
(2) 介護給付費	75
(3) 総給付費	76
(4) 標準給付費見込額	76
(5) 地域支援事業費	77
(6) サービス給付費総額	77
第3章 第1号被保険者の介護保険料	78
(1) 保険料収納必要額	78
(2) 所得段階別被保険者数	79
(3) 予定保険料収納率と弾力化後所得段階別加入割合補正後被保険者数	79
(4) 第1号被保険者保険料の考え方	79

資料編

第1章 計画策定組織	84
1 長与町介護保険運営協議会	84
(1) 設置条例	84
(2) 委員名簿	86
第2章 計画策定経過	87

第1部 計画の策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の背景と目的

本町では平成30年3月に「長与町老人福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』の実現に向けた取組を推進してきました。

今回策定する第8期計画では、いわゆる“団塊の世代”のすべてが75歳以上となる令和7年に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、“団塊ジュニア世代”が65歳以上となる令和22年を念頭に高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが求められています。

さらに、地域共生社会（高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係をこえて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）を視野に入れた取組も重要となっています。

これらを踏まえ、社会状況の変化を踏まえつつ、目指す将来像や理念・目標の実現のため、高齢者福祉施策全般の推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを趣旨として、計画を策定します。

2 計画の位置づけ

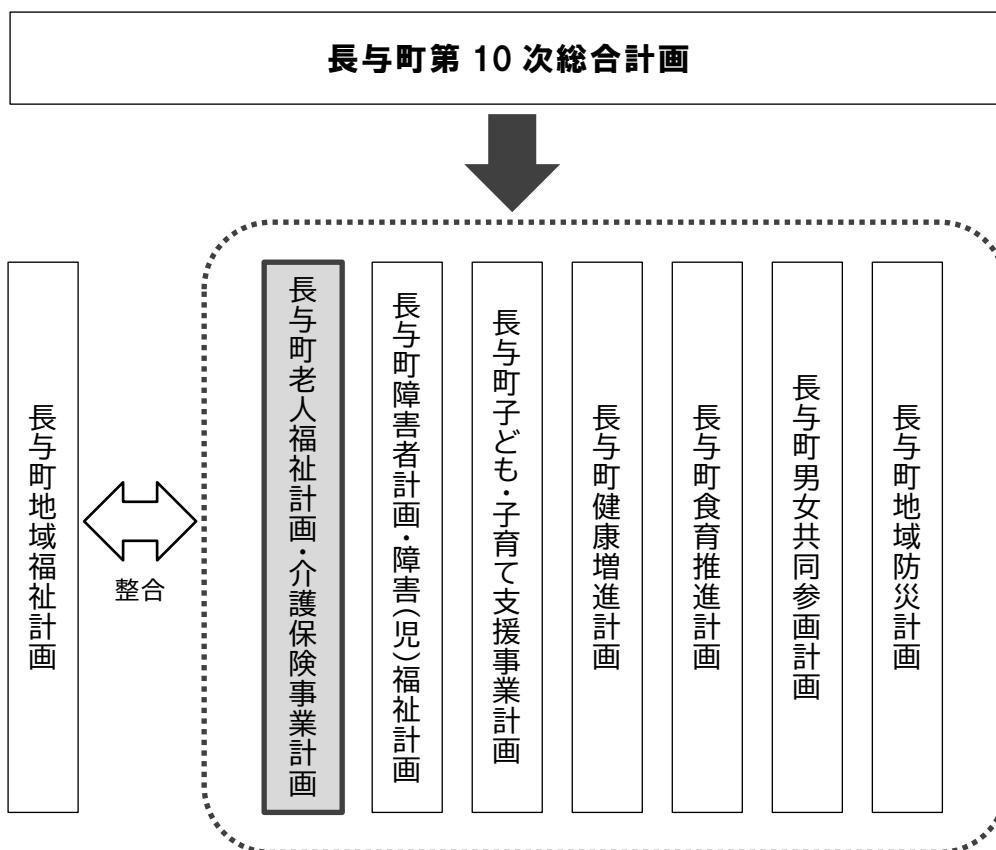
老人福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」に該当します。この計画は、65歳以上のすべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る保健福祉施策全般を範囲とするものです。

介護保険事業計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に該当します。この計画は、65歳以上の要介護等認定者（40～64歳における老化が原因とされる特定疾病者も含む。）が、できる限り住み慣れた家庭や地域で、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものです。

本町では、老人福祉計画と介護保険事業計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者保健福祉施策の展開が期待されることから、両計画を一体的に策定します。

本計画は長与町第10次総合計画をはじめ、既存の各種関連計画との整合性を確保します。

図表 1-1 計画の位置づけ

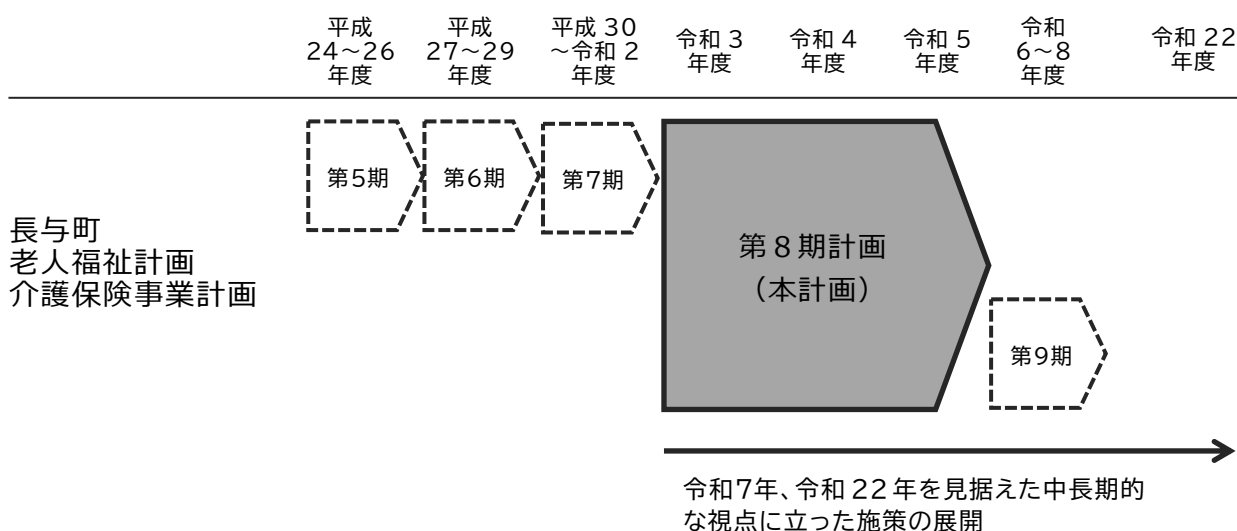


3 計画の期間

長与町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年計画です。

なお、国や長崎県による施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

図表 1-2 計画の期間



4 計画の策定体制

(1) 計画の策定

保健・医療関係者、福祉関係者、学識経験者、指定サービス事業者及び介護保険被保険者等の代表により構成される長与町介護保険運営協議会で計画策定内容等を協議しました。

(2) 行政機関内部の体制

住民に最も身近な自治体として、高齢者を対象とした保健福祉施策を総合的に推進するため、関係部局との協議及び連絡調整を図ります。

また、地域包括ケアシステムの推進をするため長与町地域包括ケア推進本部を設置し、町が一丸となって取り組み、庁舎内外の連絡調整を図ります。

(3) アンケート調査の実施

本計画の策定に向けて、その基礎資料とするために2種類のアンケート調査を実施しました。

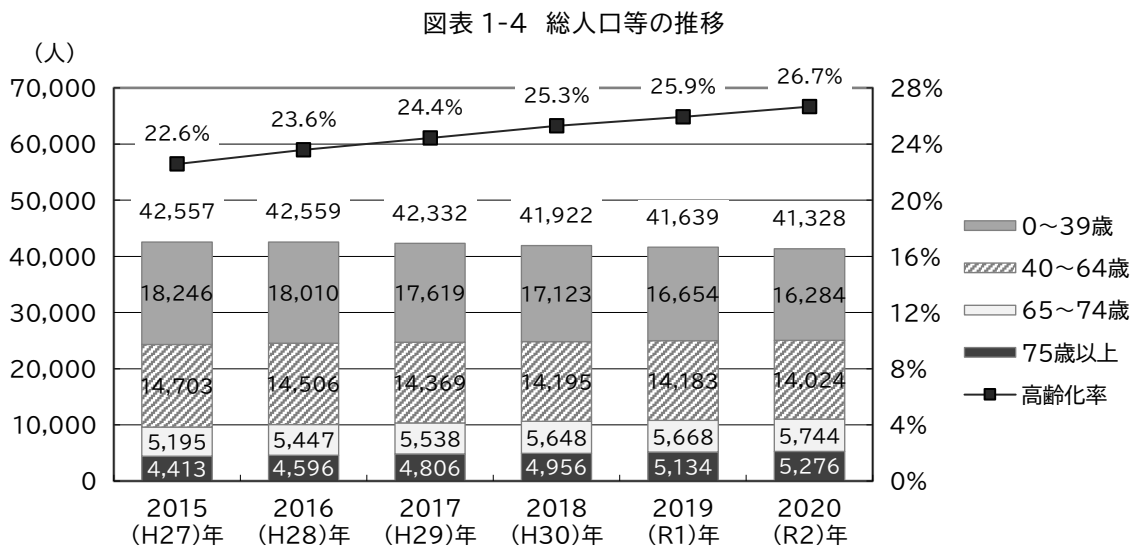
図表 1-3 調査の実施概要

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (第8期)	在宅介護実態調査 (長与町の在宅介護を考えるための アンケート調査)
調査対象者	町内にお住まいの65歳以上高齢者のうち要介護認定を受けていない人、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援1・2認定者 ※無作為抽出	町内にお住まい(在宅)の要介護1～5認定者、主な介護者 ※期間中の該当者
調査目的	高齢者の状況を把握することで、地域課題を把握し、目標設定に反映する。調査結果を厚生労働省提供の「見える化システム」に登録し、集計・分析を行う。	「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討する。
調査方法	郵送による配布・回収、自己記入	訪問調査員による聞き取り、自己記入
調査時期	令和2年3月	令和元年9月～令和2年5月
調査対象地区	町内全域	町内全域
調査票配布数	1,300	192
回収票数	880	192
回収率	67.7%	100.0%

第2章 高齢者をとりまく現状と課題

1 総人口と高齢化率

本町の総人口は令和2年9月末現在 41,328 人となっており、近年は微減の状態にあります。その一方で高齢者人口(65歳以上人口)は増加傾向がみられ、高齢化率は平成27年の22.6%から、令和2年の26.7%にまで上昇しています。



※住民基本台帳(各年9月末現在)

図表 1-5 総人口等の推移

(単位:人、%)

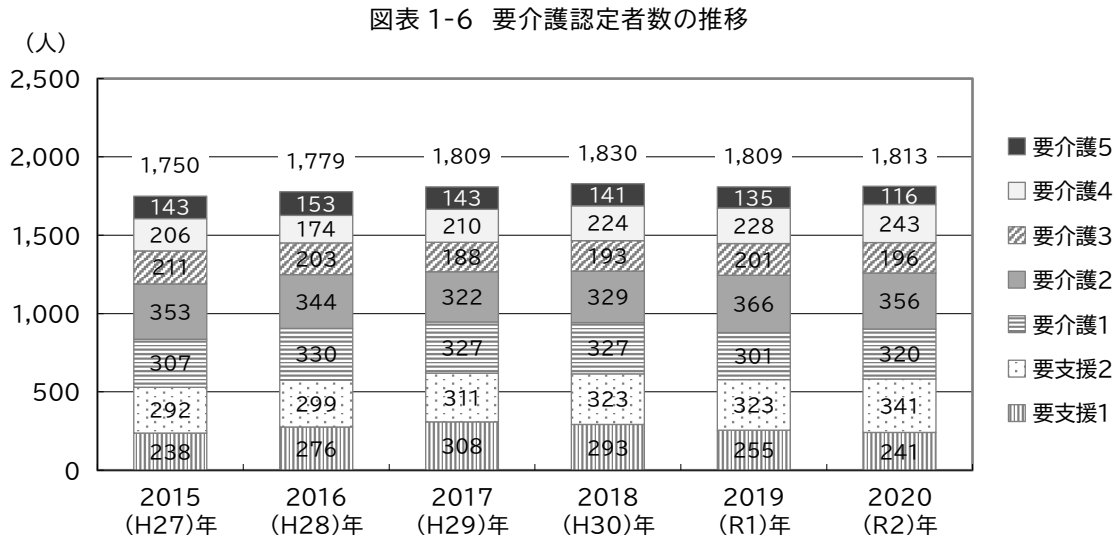
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
総人口	42,557	42,559	42,332	41,922	41,639	41,328
男	20,347	20,309	20,194	20,000	19,871	19,723
女	22,210	22,250	22,138	21,922	21,768	21,605
40~64歳	14,703	14,506	14,369	14,195	14,183	14,024
(総人口比)	34.5	34.1	33.9	33.9	34.1	33.9
65~74歳人口	5,195	5,447	5,538	5,648	5,668	5,744
(総人口比)	12.2	12.8	13.1	13.5	13.6	13.9
65~69歳	2,978	3,298	3,281	3,183	2,978	2,900
70~74歳	2,217	2,149	2,257	2,465	2,690	2,844
75歳以上人口	4,413	4,596	4,806	4,956	5,134	5,276
(総人口比)	10.4	10.8	11.4	11.8	12.3	12.8
75~79歳	1,761	1,812	1,915	1,956	2,071	2,044
80~84歳	1,300	1,368	1,392	1,430	1,459	1,523
85歳以上	1,352	1,416	1,499	1,570	1,604	1,709
65歳以上人口	9,608	10,043	10,344	10,604	10,802	11,020
(高齢化率)	22.6	23.6	24.4	25.3	25.9	26.7

※住民基本台帳(各年9月末現在)

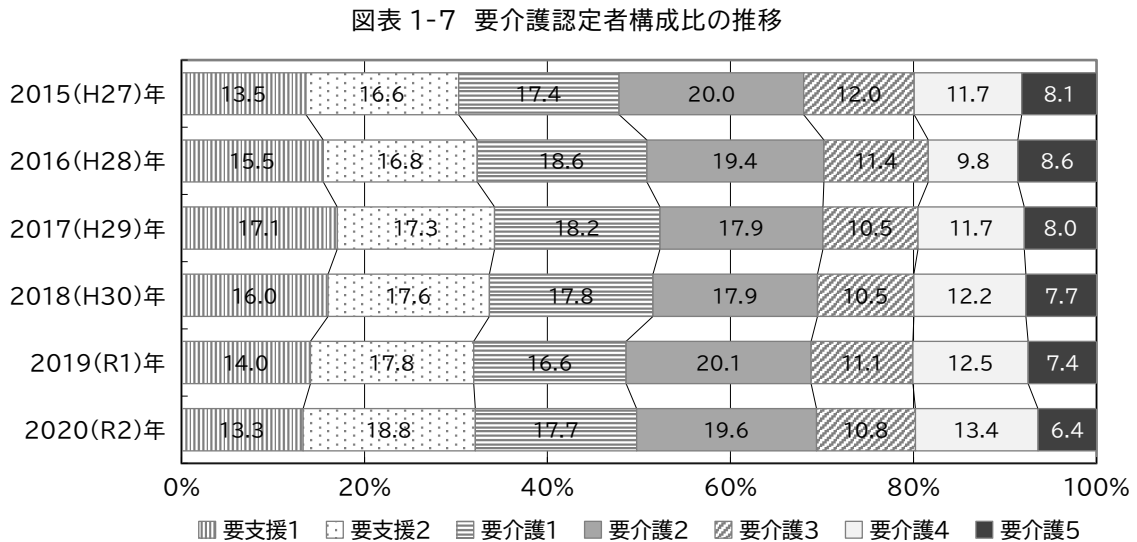
2 要介護認定者

本町の要介護認定者数はほぼ横ばいで推移しており、令和2年9月末現在1,813人となっています。要介護度別で見ると、要介護2までの割合が全体の70%を占めています。

令和2年3月末現在、第1号被保険者における認定率は16.4%となっており、全国や長崎県の平均よりも低くなっています。

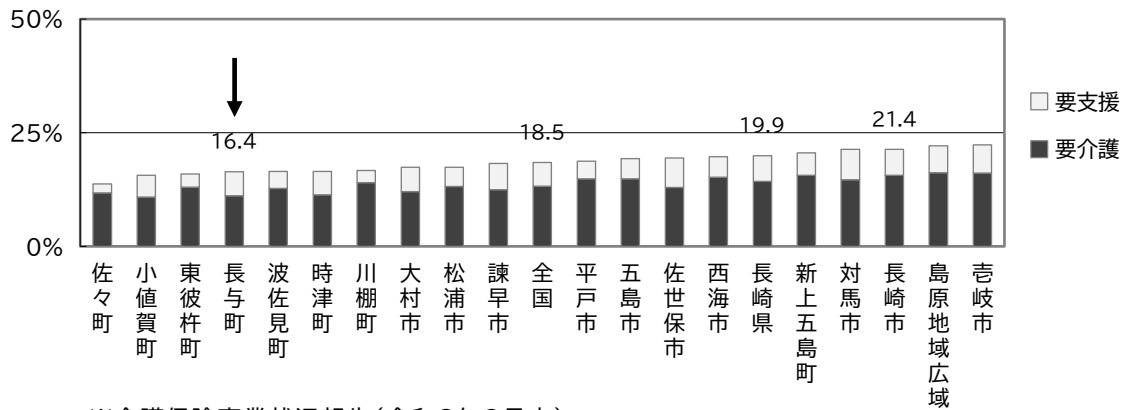


※介護保険事業状況報告(各年9月末)



※介護保険事業状況報告(各年9月末)

図表 1-8 県内保険者の認定率(第1号被保険者)



※介護保険事業状況報告(令和2年3月末)

3 介護保険料の状況

本町の第7期介護保険料基準額(月額)は、5,400円で、県内市町では低い水準となっています。

図表 1-9 県内市町の第7期保険料基準額(月額)等(圏域別)

圏域	保険者名	第7期保険料基準額(月額) (円)	要介護認定率 (%) 令和2年3月末時点
長崎圏域	長崎市	6,800	21.4
	西海市	5,925	19.7
	長与町	5,400	16.4
	時津町	5,450	16.5
佐世保圏域	佐世保市	5,822	19.4
県北圏域	平戸市	6,175	18.7
	松浦市	5,592	17.4
	佐々町	5,726	13.8
県央圏域	諫早市	5,970	18.2
	大村市	5,800	17.4
	東彼杵町	5,400	15.9
	川棚町	5,500	16.7
	波佐見町	5,500	16.5
県南圏域	島原地域広域市町村圏組合	6,500	22.1
五島圏域	五島市	6,760	19.3
上五島圏域	小値賀町	5,070	15.6
	新上五島町	6,800	20.5
壱岐圏域	壱岐市	6,145	22.3
対馬圏域	対馬市	6,300	21.4

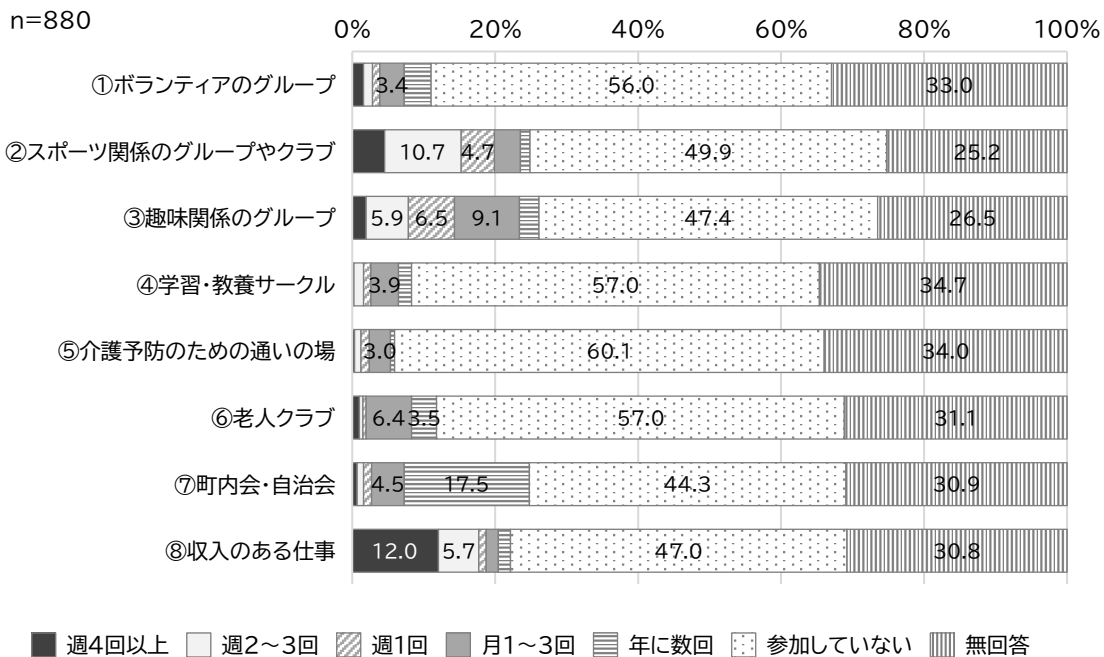
4 アンケート調査結果にみる高齢者のようす

(1) 高齢者の社会参加の状況や地域活動への意識

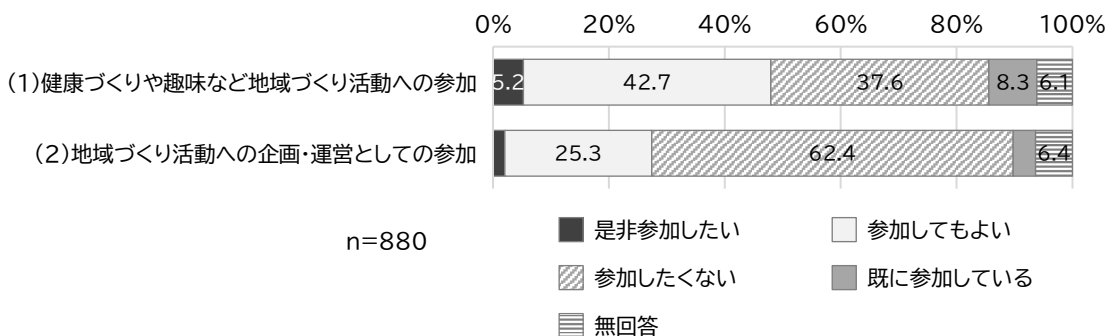
健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向について、『②スポーツ関係のグループやクラブ』、『③趣味関係のグループ』、『⑦町内会・自治会』、『⑧収入のある仕事』は、比較的頻繁に活動している人が多くなっています。「参加していない」が約60%前後となるのは、『①ボランティアのグループ』(56.0%)、『④学習・教養サークル』(57.0%)、『⑤介護予防のための通いの場』(60.1%)、『⑥老人クラブ』(57.0%)という状況です。

地域づくり活動への意識では、『(1)健康づくりや趣味など地域づくり活動への参加』について、「是非参加したい」と「参加してもよい」をあわせた“参加意向のある人”は47.9%で、『(2)地域づくり活動への企画・運営としての参加』については「参加したくない」が62.4%で最も高くなっています。

図表 1-10 社会参加の状況



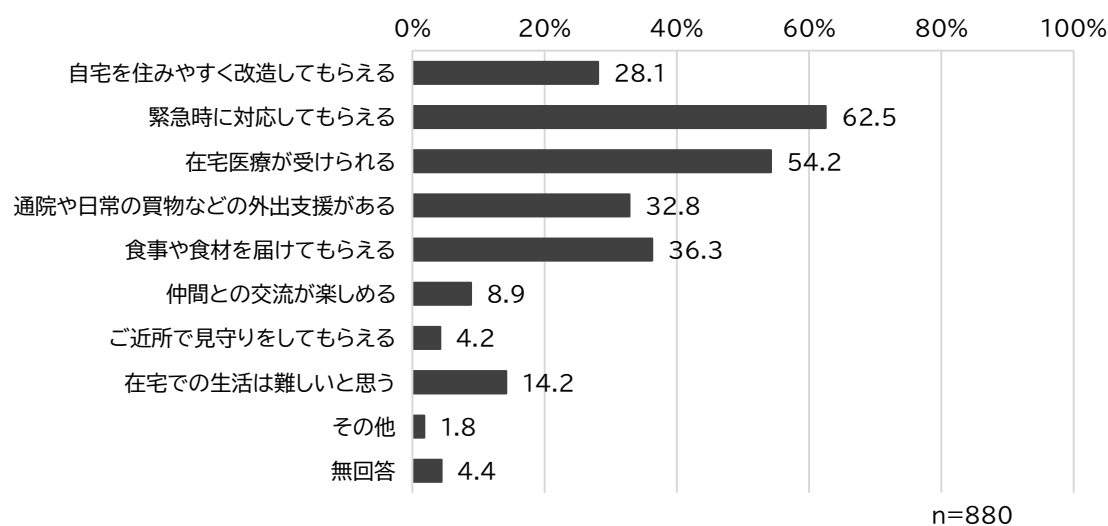
図表 1-11 地域づくり活動への意識



(2) 介護が必要になっても自宅で暮らすためにあればよいと思うサービス

「緊急時に対応してもらえる」との回答が62.5%と最も高く、次いで「在宅医療が受けられる」(54.2%)、「食事や食材を届けてもらえる」(36.3%)、「通院や日常の買物などの外出支援がある」(32.8%)と続いています。

図表 1-12 在宅生活に必要なと思うサービス



図表 1-13 在宅生活に必要なと思うサービス(クロス集計)

	全体	年齢			家族構成			
		65~74歳	75~84歳	85歳以上	1人暮らし	夫婦2人暮らし	息子・娘との2世帯	その他
<回答者数>	880	476	303	92	106	454	137	154
自宅を住みやすく改造してもらえる	28.1	29.8	28.1	20.7	13.2	30.2	29.2	31.8
緊急時に対応してもらえる	62.5	65.1	62.0	52.2	62.3	67.4	62.8	51.9
在宅医療が受けられる	54.2	56.5	51.2	56.5	49.1	56.2	57.7	51.9
通院や日常の買物などの外出支援がある	32.8	35.1	30.0	30.4	29.2	37.2	23.4	33.1
食事や食材を届けてもらえる	36.3	38.4	34.7	29.3	36.8	40.5	26.3	33.1
仲間との交流が楽しめる	8.9	8.4	10.2	6.5	11.3	7.7	10.9	7.8
ご近所で見守りをしてもらえる	4.2	3.2	6.3	3.3	8.5	3.1	2.9	5.2
在宅での生活は難しいと思う	14.2	12.4	15.5	19.6	22.6	12.8	17.5	11.0
その他	1.8	1.9	1.7	2.2	1.9	1.3	2.2	2.6
無回答	4.4	2.9	5.9	3.3	5.7	1.1	5.1	7.8

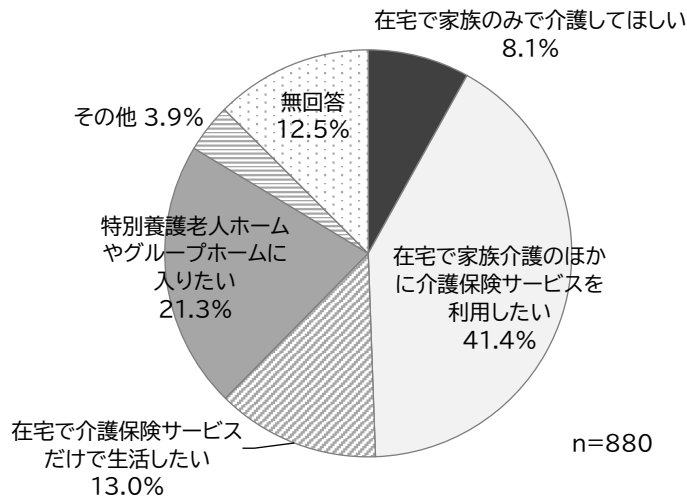
※複数回答あり

（3）介護が必要となった場合の意向

「在宅で家族介護のほかに介護保険サービスを利用したい」との回答が41.4%で最も高く、次いで「特別養護老人ホームやグループホームに入りたい」(21.3%)、「在宅で介護保険サービスだけで生活したい」(13.0%)、「在宅で家族のみで介護してほしい」(8.1%)と続いています。「在宅介護への意向」は、62.5%という状況です。

家族構成をみると、ひとり暮らしの「在宅で介護保険サービスだけで生活したい」は33.0%となっています。

図表 1-14 介護が必要となった場合の意向



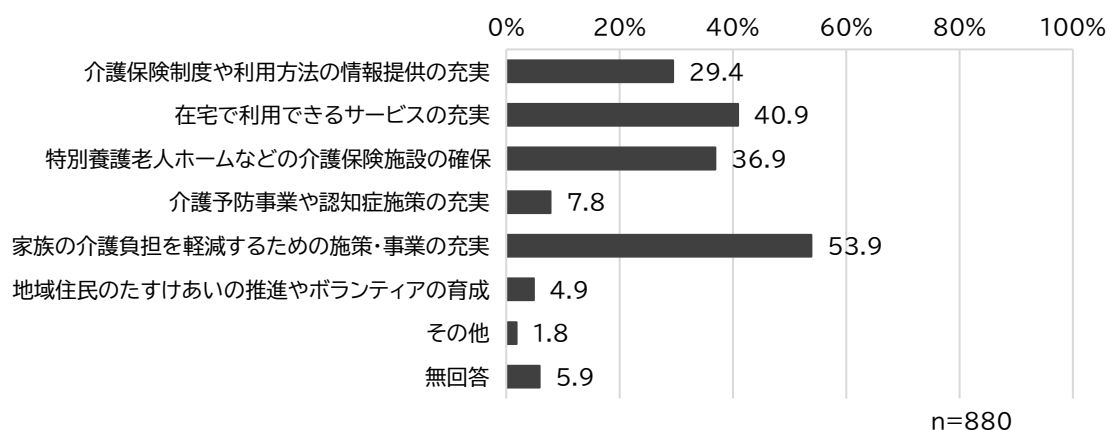
図表 1-15 介護が必要となった場合の意向(クロス集計)

	全体	年齢			家族構成			
		65~74歳	75~84歳	85歳以上	1人暮らし	夫婦2人暮らし	息子・娘との2世帯	その他
<回答者数>	880	476	303	92	106	454	137	154
在宅で家族のみで介護してほしい	8.1	7.8	7.6	10.9	5.7	8.6	6.6	9.7
在宅で家族介護のほかに介護保険サービスを利用したい	41.4	43.7	39.6	39.1	17.9	47.1	45.3	39.6
在宅で介護保険サービスだけで生活したい	13.0	13.0	12.9	12.0	33.0	9.7	11.7	9.7
特別養護老人ホームやグループホームに入りたい	21.3	21.0	21.8	21.7	29.2	19.8	19.7	22.7
その他	3.9	4.2	4.3	1.1	2.8	4.0	3.6	4.5
無回答	12.5	10.3	13.9	15.2	11.3	10.8	13.1	13.6

(4) これからの施策として特に力を入れるべきこと

「家族の介護負担を軽減するための施策・事業の充実」との回答が53.9%と最も高く、次いで「在宅で利用できるサービスの充実」(40.9%)、「特別養護老人ホームなどの介護保険施設の確保」(36.9%)、「介護保険制度や利用方法の情報提供の充実」(29.4%)と続いています。

図表 1-16 これからの施策として特に力を入れるべきこと

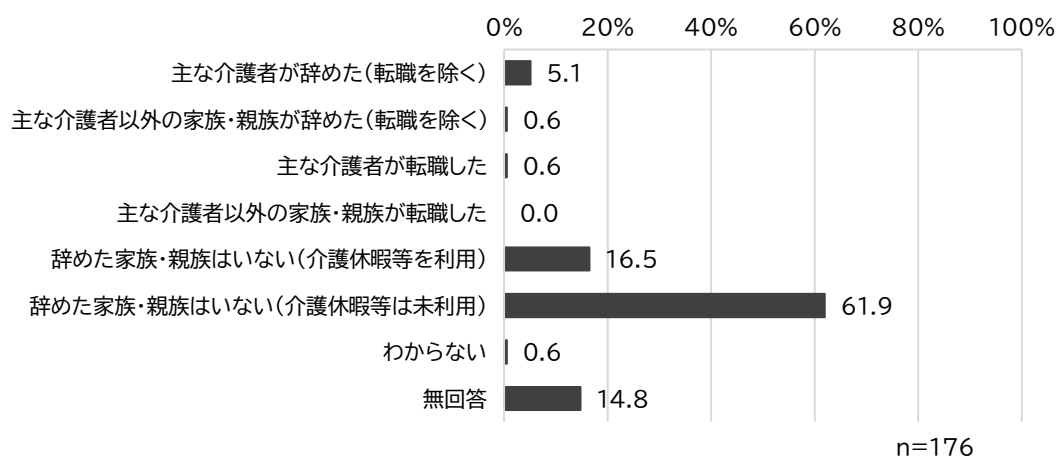


※複数回答あり

(5) 介護を主な理由とした過去1年間の離職状況

主な介護者の中で過去1年間に「辞めた家族・親族はいない(介護休暇等は未使用)」との回答が61.9%と最も高く、次いで「辞めた家族・親族はいない(介護休暇等を利用)」(16.5%)となっています。

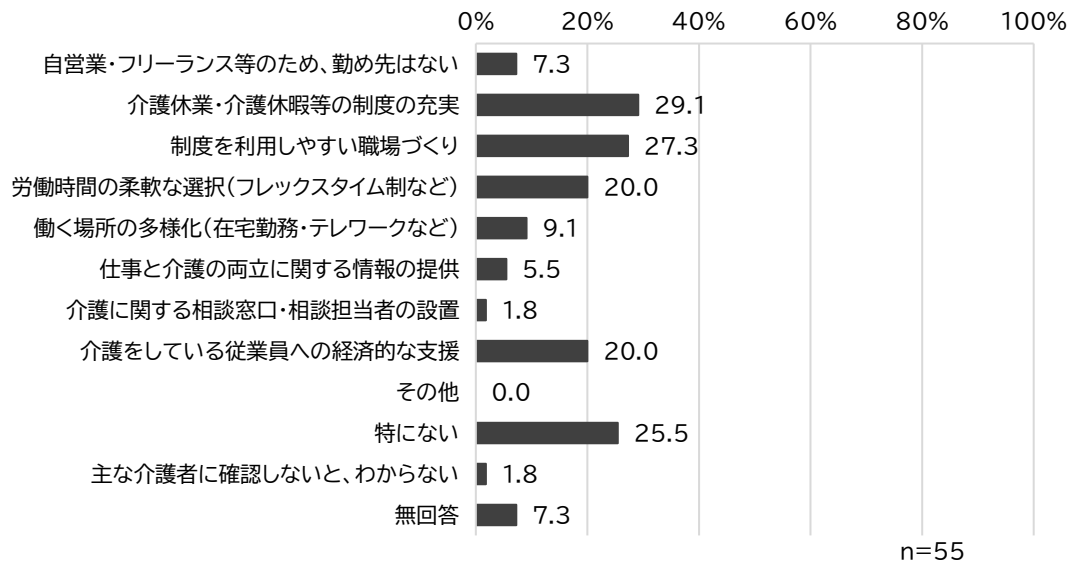
図表 1-17 介護を主な理由とした過去1年間の離職状況



（6）仕事と介護の両立に効果があると思う支援

現在就労している主な介護者では、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」との回答が29.1%と最も高く、次いで「制度を利用しやすい職場づくり」（27.3%）、「特にない」（25.5%）、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」（20.0%）、「介護をしている従業員への経済的な支援」（20.0%）と続いています。

図表 1-18 仕事と介護の両立に効果があると思う支援

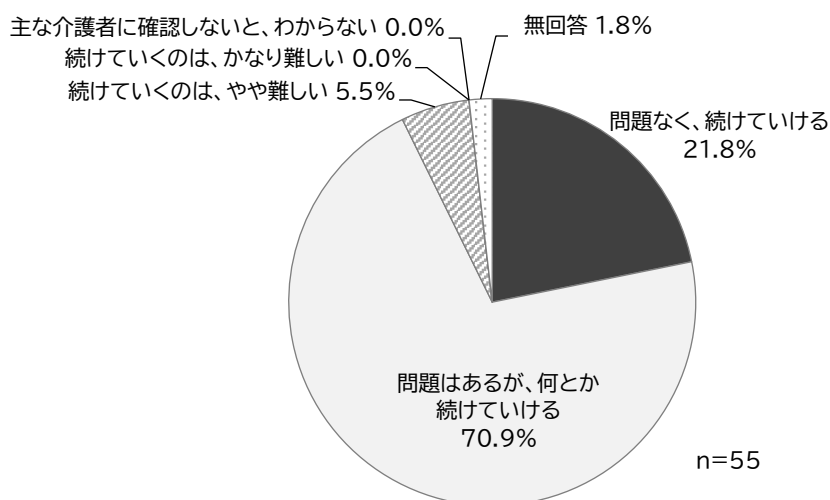


※複数回答あり

（7）働きながらの介護の継続意向

現在就労している主な介護者では、「問題はあるが、何とか続けていける」との回答が70.9%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」（21.8%）、「続けていくのは、やや難しい」（5.5%）と続いています。

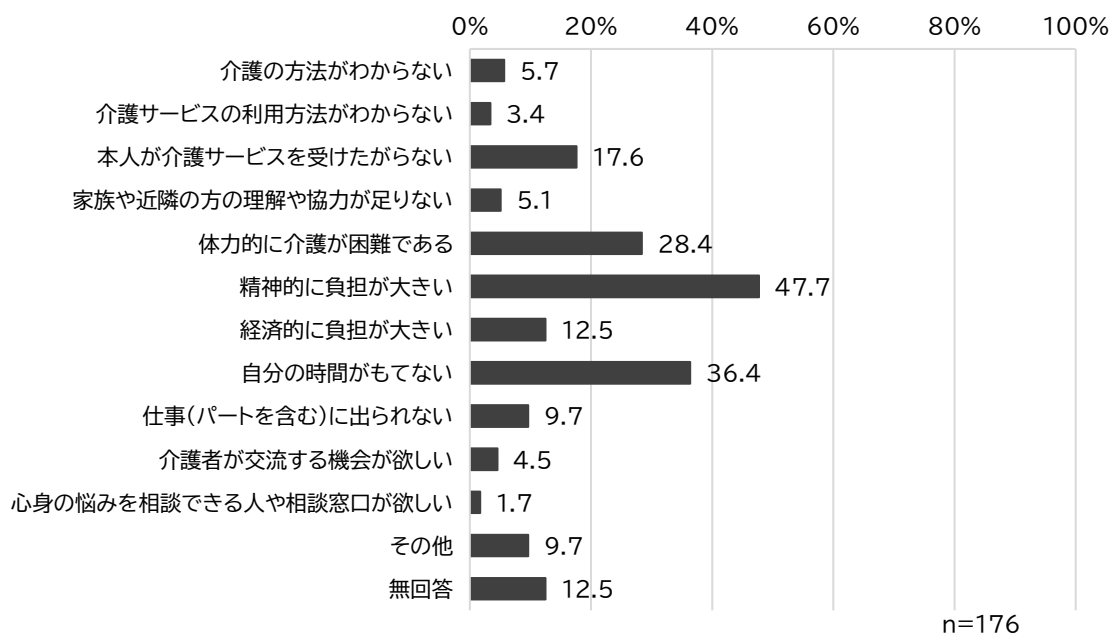
図表 1-19 働きながらの介護の継続意向



(8) 介護を行う上で困っていることや望んでいること

主な介護者では、「精神的に負担が大きい」との回答が47.7%と最も高く、次いで「自分の時間がもてない」(36.4%)、「体力的に介護が困難である」(28.4%)、「本人が介護サービスを受けたがらない」(17.6%)と続いています。

図表 1-20 介護を行う上で困っていることや望んでいること



※複数回答あり

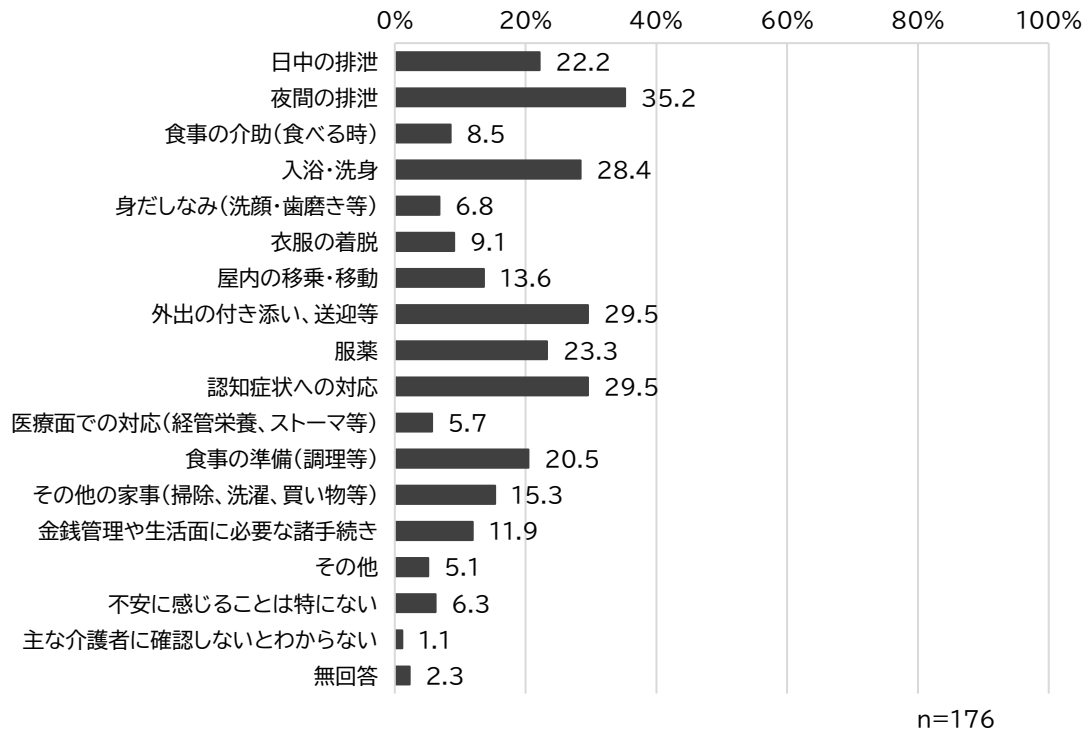
図表 1-21 介護を行う上で困っていることや望んでいること(クロス集計)

<回答者数>	全体	介護度			世帯類型		
		要介護1・2	要介護3以上	わからない	単身世帯	夫婦のみ世帯	その他
<回答者数>	176	116	59	0	33	53	89
介護の方法がわからない	5.7	6.0	5.1	0.0	9.1	5.7	4.5
介護サービスの利用方法がわからない	3.4	3.4	3.4	0.0	9.1	0.0	3.4
本人が介護サービスを受けたがらない	17.6	19.0	15.3	0.0	24.2	17.0	15.7
家族や近隣の方の理解や協力が足りない	5.1	4.3	6.8	0.0	6.1	7.5	2.2
体力的に介護が困難である	28.4	24.1	37.3	0.0	15.2	32.1	31.5
精神的に負担が大きい	47.7	46.6	49.2	0.0	45.5	56.6	42.7
経済的に負担が大きい	12.5	12.9	10.2	0.0	9.1	13.2	13.5
自分の時間がもてない	36.4	31.9	45.8	0.0	45.5	26.4	38.2
仕事(パートを含む)に出られない	9.7	9.5	10.2	0.0	12.1	3.8	12.4
介護者が交流する機会が欲しい	4.5	4.3	5.1	0.0	3.0	3.8	5.6
心身の悩みを相談できる人や相談窓口が欲しい	1.7	2.6	0.0	0.0	0.0	3.8	1.1
その他	9.7	10.3	8.5	0.0	9.1	9.4	10.1
無回答	12.5	12.1	13.6	0.0	18.2	13.2	10.1

（9）主な介護者が不安に感じている介護

主な介護者が不安に感じている介護について、「夜間の排泄」（35.2%）、「外出の付き添い、送迎等」（29.5%）、「認知症状への対応」（29.5%）、「入浴・洗身」（28.4%）が30%前後となっています。

図表 1-22 主な介護者が不安に感じている介護



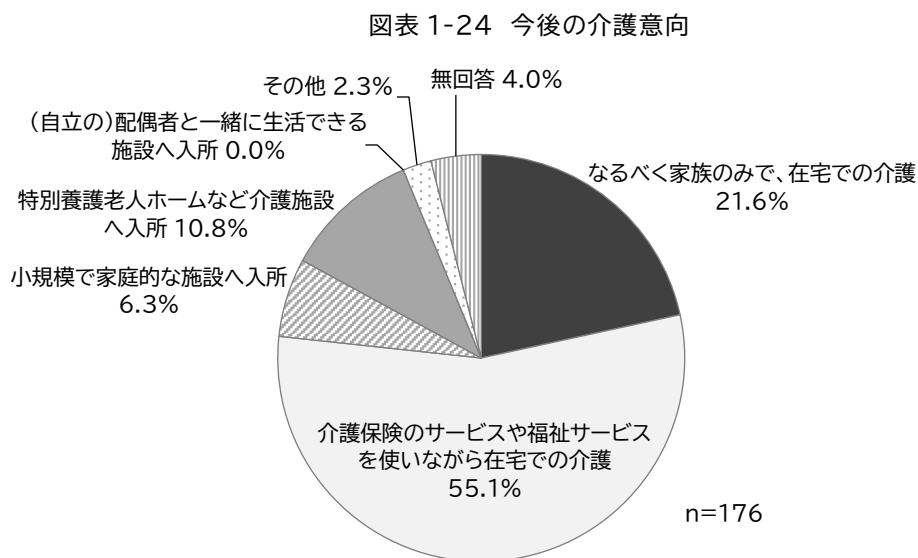
※複数回答あり

図表 1-23 主な介護者が不安に感じている介護(クロス集計)

<回答者数>	全体	介護度			世帯類型		
		要介護1・2	要介護3以上	わからない	単身世帯	夫婦のみ世帯	その他
<回答者数>	176	116	59	0	33	53	89
日中の排泄	22.2	16.4	33.9	0.0	18.2	22.6	23.6
夜間の排泄	35.2	31.0	42.4	0.0	36.4	28.3	38.2
食事の介助(食べる時)	8.5	10.3	5.1	0.0	12.1	9.4	6.7
入浴・洗身	28.4	26.7	32.2	0.0	33.3	24.5	28.1
身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	6.8	7.8	5.1	0.0	6.1	11.3	4.5
衣服の着脱	9.1	7.8	11.9	0.0	3.0	9.4	11.2
屋内の移乗・移動	13.6	12.1	16.9	0.0	21.2	11.3	12.4
外出の付き添い、送迎等	29.5	31.0	27.1	0.0	24.2	41.5	24.7
服薬	23.3	26.7	16.9	0.0	30.3	24.5	20.2
認知症状への対応	29.5	30.2	27.1	0.0	33.3	30.2	28.1
医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)	5.7	6.9	3.4	0.0	3.0	9.4	4.5
食事の準備(調理等)	20.5	22.4	16.9	0.0	18.2	20.8	20.2
その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	15.3	18.1	10.2	0.0	15.2	18.9	13.5
金銭管理や生活面に必要な諸手続き	11.9	16.4	1.7	0.0	15.2	17.0	7.9
その他	5.1	6.9	1.7	0.0	3.0	9.4	3.4
不安に感じることは特にない	6.3	4.3	10.2	0.0	6.1	5.7	6.7
主な介護者に確認しないとわからない	1.1	1.7	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0
無回答	2.3	1.7	3.4	0.0	6.1	1.9	1.1

(10) 今後の介護意向

主な介護者が思う今後の介護意向について、「介護保険のサービスや福祉サービスを使いながら在宅での介護」との回答が55.1%と最も高く、次いで「なるべく家族のみで、在宅での介護」(21.6%)、「特別養護老人ホームなど介護施設へ入所」(10.8%)、「小規模で家庭的な施設へ入所」(6.3%)と続いています。



図表 1-25 今後の介護意向(クロス集計)

	全体	介護度			世帯類型		
		要介護1・2	要介護3以上	わからない	単身世帯	夫婦のみ世帯	その他
<回答者数>	176	116	59	0	33	53	89
なるべく家族のみで、在宅での介護	21.6	17.2	30.5	0.0	9.1	26.4	23.6
介護保険のサービスや福祉サービスを使いながら在宅での介護	55.1	60.3	45.8	0.0	57.6	56.6	52.8
小規模で家庭的な施設へ入所	6.3	7.8	3.4	0.0	12.1	1.9	6.7
特別養護老人ホームなど介護施設へ入所	10.8	6.9	18.6	0.0	9.1	9.4	12.4
(自らの)配偶者と一緒に生活できる施設へ入所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	2.3	2.6	0.0	0.0	3.0	1.9	2.2
無回答	4.0	5.2	1.7	0.0	9.1	3.8	2.2

第3章 地域包括ケアシステムの取組状況

1 地域包括ケアシステムの整備状況

地域包括ケアシステムの構築に向けて、長崎県では「住み慣れた地域で安心して暮らせる社会」の実現に向けて、8項目の取組項目を設定しています。市町はその項目に沿って、それぞれの実情に応じた各種取組を実施しています。

図表 1-26 地域包括ケアシステムの整備に向けた取組項目

	F 専門職・関係機関ネットワーク	G 住民参画 (自助・互助)	H 行政の関与・連携
A 医療			
B 介護			
C 保健・予防			
D 住まい・住まい方			
E 生活支援・見守り等			

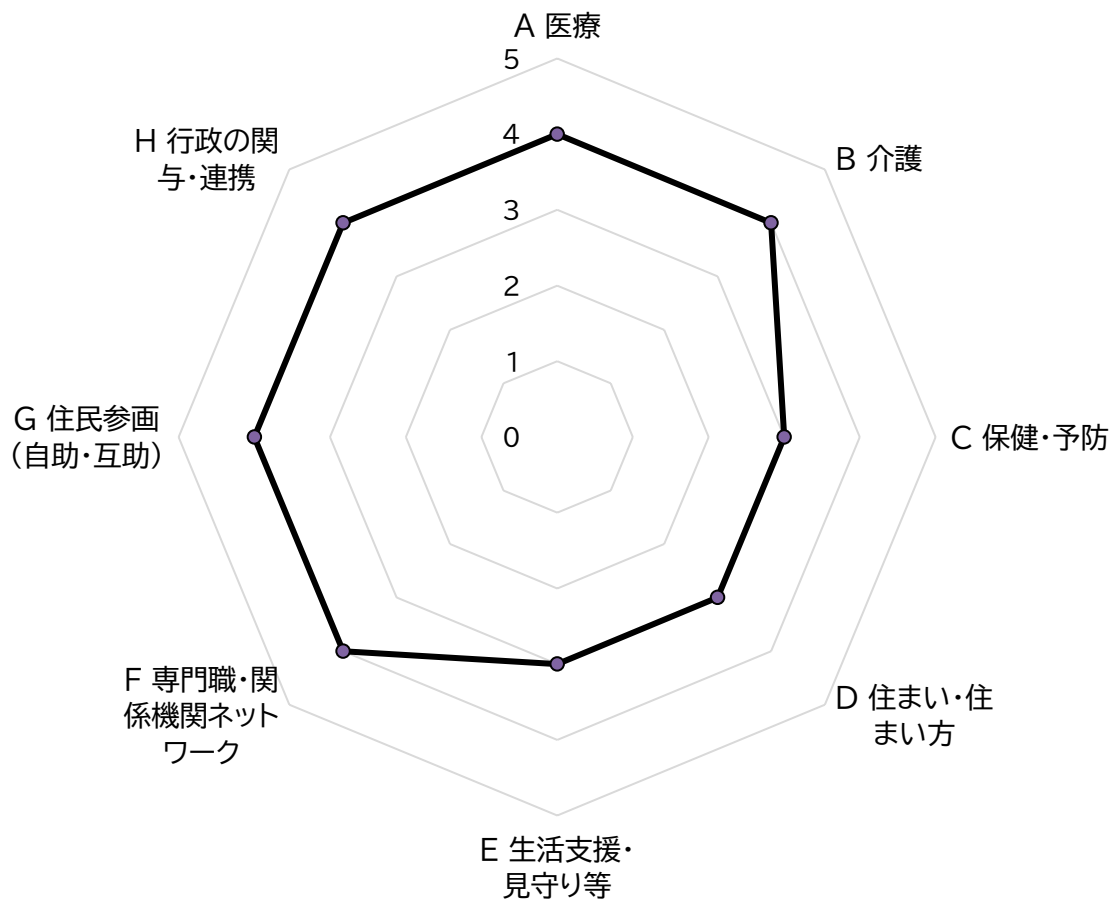
AからHの取組項目をもとに地域包括ケアシステム評価シートを作成し、各市町の現状把握や課題・問題点の抽出を行っています。

本町が令和元年度末時点で作成した評価シートでは、A医療、B介護、F専門職・関係機関ネットワーク、G住民参画(自助・互助)、H行政の関与・連携の分野では一定の取組がみられる一方、C保健・予防、D住まい・住まい方、E生活支援・見守り等の分野では、さらなる充実が必要となっています。

図表 1-27 地域包括ケアシステムの整備に向けた自己評価の結果

項目	点数	
A 医療	4	11点/18点 = 達成割合 61.6% (4点)
B 介護	4	5.25点/8点 = 達成割合 65.6% (4点)
C 保健・予防	3	3.5点/6点 = 達成割合 58.3% (3点)
D 住まい・住まい方	3	3点/6点 = 達成割合 50.0% (3点)
E 生活支援・見守り等	3	6.25点/11点 = 達成割合 56.8% (3点)
F 専門職・関係機関ネットワーク	4	4.25点/6点 = 達成割合 70.8% (4点)
G 住民参画(自助・互助)	4	5.25点/8点 = 達成割合 65.6% (4点)
H 行政の関与・連携	4	9.75点/15点 = 達成割合 65.0% (4点)
合計	29	※40点満点

図表 1-28 地域包括ケアシステムの整備に向けた自己評価の結果



図表 1-29 地域包括ケアシステムの自己評価

◎：できている（目標まで達している）	1 点
○：概ねできている（目標の 3/4 程度）	0.75 点
△：目標の半分程度できている	0.5 点
◇：一部できている（目標の 1/4 程度）	0.25 点
×：ほとんどできていない	0 点

割合	点数
0%	0
1% ~20%	1
21% ~40%	2
41% ~60%	3
61% ~80%	4
81% ~100%	5

A 医療（11点/18点）＝達成割合 61.6%（4点）

評価の視点	評価
■在宅医療・介護連携 ①医療・介護資源のリスト・マップを作成し、活用している。	○
②地域の医療・介護関係者を集め、医療介護連携に関する課題の抽出と対応策の検討を定期的に行っている。	○
③在宅医療・介護連携に関する相談窓口が設置されているか。	○
■退院支援 ①入院医療機関（※）に退院支援担当者が配置され、退院前の調整のため、入院医療機関からケアマネジャー、地域包括支援センター等への連絡があるなど連絡調整ができている。 ※当該日常生活圏域内にある入院医療機関や当該日常生活圏域周辺の主な入院医療機関等	△
②退院前のカンファレンスに医師をはじめ、多職種・多機関が参加している。	△
■（退院後の）日常の療養支援，急変時の対応 ①本人や家族の希望に応じて、在宅医療（往診、訪問診療、訪問看護等）が提供できる体制があるとともに、通院に困っている状況はない。	○
②在宅緩和ケアを含めた在宅医療（往診、訪問診療、訪問看護等）の提供が行われる際に、24時間365日の対応として休日・夜間の連絡先等のルールが家族や専門職等の関係者で共有されている。	○
③在宅医療を行う診療所・かかりつけ医をバックアップする体制がある。 ・診療連携（主治医、副主治医担当制等） ・病診連携（後方支援病院，中核となる医療機関との連携等） ・一次・二次・三次救急医療の連携	○
④退院後の経過や在宅医療の質をモニタリング評価するため、関係者によるカンファレンスが行われている。	◇

⑤医療・介護等の多職種の関係者が互いに果たす役割や日頃から抱いている悩みなどについて情報交換したり、在宅医療推進のための研修の場がある。（顔の見える関係づくり）	○
⑥一体的なサービス提供を行うため、医療・介護等の多職種連携の仕組みとして、連携のためのツールの活用（クリティカルパス、連携シート、ICT等）や、連絡調整のローカルルールづくり等ができています。	◇
⑦認知症の疑いなど本人や家族がちょっとした変化に気づいたとき、気軽に相談できる窓口や身近な医療機関に相談できる体制がある。	○
⑧認知症の進行状況にあわせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかを示した認知症ケアパスが確立され、認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で、共有されている。	○
⑨地域に、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医がいる。	△
■看取り	○
①本人や家族の希望に応じて、看取りを行う体制（医療・介護等）がある。	○
②在宅医療、終末期医療、自宅・特別養護老人ホーム等での看取り等に関する住民への情報提供（ACP（アドバンス・ケア・プランニング）、エンディングノート等）や理解促進の取組があるとともに、住民が気軽に相談ができる窓口等がある。	◎
③看取りを含めた本人が望む終末期の療養生活について、自己決定が尊重されるとともに、QOL（生活の質）やQOD（死の質、死に方）の向上に向けたチーム医療や医療・介護の連携ができています。	△
④看取りの事例を多職種で共有する場（多職種による事例検討、家族の体験を聞く場等）がある。	×

B 介護 (5.25 点 / 8 点) = 達成割合 65.6% (4 点)

評価の視点	評価
■介護保険サービスの基盤等	
①在宅で生活する高齢者（特に中重度者）の身体介護を担うサービス（訪問介護、訪問看護等）の提供量が充足している。	○
②小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等の在宅サービスが、地域特性やニーズに応じて整備されている。（整備が計画的に進んでいる。）	○

③訪問介護等の訪問系サービスの提供時間は、在宅限界点やQOL（生活の質）の向上に資するため、特にモーニングケア・ナイトケアの時間帯の提供も制限はない。	△
④保険者や介護サービス事業者等が介護予防・重度化予防の視点、目標を共有し、排泄の自立、服薬の確認、適切な食事（栄養）摂取などについて、さまざまな関係者が連携して在宅生活の継続に向けた取組や働きかけを行っている。	◎
⑤社会福祉法人等の地域で中核となる法人が、在宅で生活する高齢者の生活支援サービス（配食・洗濯サービス等）の提供や、介護人材の育成、地域住民の交流の場として施設を提供するなど、地域の拠点として地域貢献活動を行っている。	○
■人材育成	
①介護人材が不足する将来の姿を行政、事業所等が共有し、地域を支える人材の問題として捉え、複数の法人・事業所合同での求人説明会や研修会の開催を行うなど、地域全体の問題として認識され取り組んでいる。	◇
②ケアマネジャー等の専門職ネットワーク（事例検討、研修会等）による資質向上の活動とあわせて、市町（保険者）が基本方針を明確にした上で、地域の専門職等の関係者に対して目指す目標の共有や必要な情報提供を行っている。	△
③小・中・高校等の学校教育や地域のさまざまな活動等の場を通して、若年層に対して健康づくり、介護・福祉、地域の互助活動などへの理解を深める機会がある。	○

C 保健・予防（3.5点/6点）＝達成割合 58.3%（3点）

評価の視点	評価
■介護予防ケアマネジメント	
①ケアプランを作成する際に、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスをプランに位置づけている。	×
②ケアプランにおいて、多様な地域の社会資源（地域におけるサークル活動、老人クラブ、ボランティア活動等の介護保険サービス以外の社会資源）を位置づけている。	○
■健康づくり	
①住民が自らが望む場での生活の継続に向けて、日常的な生活習慣、健康づくり、介護予防など、自身の健康状態・生活機能の維持・向上への意識を醸成していくため、ライフステージに応じた意識啓発等の取組を進めている。	○

②生活習慣病予防、疾病予防、健診、介護予防、重度化予防などの一次予防、二次予防、三次予防を効果的に行うため、各種データ分析等により、関係部署が連携して地域の健康課題の把握・分析を行っている。	△
■住民の主体的な活動 ①健康づくり、介護予防などの推進にあたっては、近隣住民の交流・地域活動への参加の促進や、そうした共生意識の中での住民主体の通いの場・自主グループの創設など、住民主体の「地域づくり」を意識した施策・取組が進められている。	○
②住民主体の通いの場などに、リハビリ専門職、栄養士、歯科衛生士等が関与することにより、生活機能の低下の程度に応じた助言等を受けて、社会参加が可能となるような取組を進めている。	○

D 住まい・住まい方 (3点/6点) = 達成割合 50.0% (3点)

評価の視点	評価
■住環境 ①手すりの設置や床段差の解消等の住宅改修にあたっては、リハビリ等の専門職との連携がとれている。	◎
②高齢者世帯の持家率や、主として高齢者が居住する中層住宅（3～5階）等へのエレベーターの設置状況、低所得者の居住状況、高齢者世帯の住み替え状況の把握など、地域の居住環境の把握ができています。	◇
③ハードとしての「住まい」だけでなく、「誰と関わり、どのように生活していくのか」といった観点である「住まい方」を一体として捉え、生活交通の確保等とあわせて、住民の互助による見守り・生活支援の取組などを地域コミュニティに位置づけていくことが意識されている。	◇
■サービス付き高齢者向け住宅 ①サービス付き高齢者向け住宅において、医療機関や介護事業所等との連携により、適切な医療・介護のケアが受けられる体制がとられているか把握できています。	△
■介護保険施設・入所系サービス ①特別養護老人ホームの整備により、待機者の解消が図られている。	△
②グループホームなどの入所系サービスが、地域特性やニーズに応じて整備されている。（整備が計画的に進んでいる。）	△

E 生活支援・見守り等 (6.25 点/11 点) = 達成割合 56.8% (3 点)

評価の視点	評価
■地域資源の把握・周知 ①見守り、外出支援、買物・掃除等の家事支援、日常のちょっとした困りごと支援などを行う事業主体（地域資源）が把握され、そうした地域資源が住民、関係者に周知されている。	△
②地域のさまざまな関係者（NPO 法人、民間企業、ボランティア、社会福祉法人等）が参画する生活支援に関する体制整備が進むとともに、生活支援コーディネーター等が地域のさまざまな資源を把握したり、住民の声（ニーズ）を聞くような活動（出前講座、勉強会等）を行っている。	△
■地域福祉活動、ニーズ把握等 ①生活支援・見守り、ボランティアの育成等については、多様な事業主体が関わりながら地域全体で取り組むことが望まれるため、行政、社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ、民間事業者等が連携し、効果的な地域福祉活動が実施されている。	◇
②住民が困ったときに、民生委員及び地域包括支援センター以外に気軽に相談できる窓口があったり、サロンなどの住民の通いの場などで住民がお互いに相談し合える関係性が築かれているなど、早い段階から住民ニーズをキャッチする資源（人、場所、仕組み等）がある。 例：出前住民相談会の開催、自治振興区（自治会）の見守り、相談活動等	△
③自主防災組織が設置され、住民の勉強会が開催されたり、防災について話し合う機会が設けられている。	○
④交通安全、防犯（特殊詐欺等）、防災に関する情報提供が、住民及び関係者に行われている。	○
⑤運転免許を持たない高齢者が買物・通院等の日常生活に困らないような、交通環境づくりに取り組んでいる。	○
■認知症への対応 ①認知症サポーター（地域住民）の養成・普及、効果的な活用や、認知症カフェの設置など認知症の人とその家族への支援に関する取組があり、地域に理解が広がっている。	○
②地域住民、行政、警察・消防、社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ、タクシー会社等事業者等の協力の下、徘徊・SOSネットワークなどの見守りシステムが構築されている。	◇

<p>■権利擁護（成年後見制度等），高齢者虐待防止対策の取組</p> <p>①本人の意向が尊重（自己決定）されるよう、成年後見制度及び福祉あんしんセンター（日常生活自立支援事業）の利用支援や普及啓発などに取り組んでいる。</p>	○
<p>②虐待防止ネットワークが設置されるとともに、定期的な会議が開催され、関係団体等との連携・協力体制が構築されることなどにより、虐待通報に対する迅速・適切な対応が図られている。</p>	△

F 専門職・関係機関ネットワーク（4.25点/6点）＝達成割合 70.8%（4点）

評価の視点	評価
①ケアマネジャー等の同職種専門職ネットワークや、医療・介護等の多職種ネットワークがあり、事例検討や研修会等を通じて顔の見える関係性が構築されている。	◎
②顔の見える関係は、一方通行の「信用関係」のレベルから相互の「信頼関係」が築かれているレベル（例：無理の言える関係）まで発展し、個別の連携に寄与している。	○
③医療・介護等の多職種ネットワークの活動のリーダー（キーパーソン）がいる。	○
④医療・介護等の専門職・機関が、住民向けの相談会や健康教室などに参画している。	◎
⑤多職種ネットワークの活動等を通して、情報連携のための共通シート（連携パス、共通様式等）が活用されている。	△
⑥病診連携、診診連携、医療と介護の連携等の「線」の連携に留まらず、行政、住民を加えた「面」の連携となるよう、行政、住民、専門職が同じ目標（例：寝たきりゼロ作戦）を共有し、それぞれが自らの役割を認識した上で、各サービスが同じ目標に向かってシームレスに提供されている。（以下の「住民参画」、「行政の関与」の項目と関連項目）	◇

G 住民参画（自助・互助）（5.25点/8点）＝達成割合 65.6%（4点）

評価の視点	評価
①行政の方針（地域包括ケアシステムの構築、市民協働のまちづくり、市町の総合計画等）を踏まえ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、さまざまな団体・組織（ボランティア団体、NPO法人、自治会等住民組織など）の取組が進められている。	○

②地域や施設（病院，介護保険施設等）における住民の交流の場や、個人またはグループのボランティア活動（有償・無償）が活発である。また、学生ボランティアや、民間企業・事業所による地域貢献活動（ボランティア活動）の実態がある。	○
③災害時を想定し、高齢者や障害のある人等の要支援者一人ひとりに対する避難支援者、避難方法等について、避難行動要支援者に係る個別計画が作成されている。	△
④ふれあいサロン活動，住民主体の健康づくり活動（体操教室等）、高齢者の見守り等の住民の地域活動が活発に行われている。	○
⑤住民主体の通いの場の創設が進められており、地域に何か所整備するかなどの具体的な目標が設定されている。	△
⑥生きがい就労（*）やコミュニティビジネスなどの活動を通して、高齢者の生きがいづくりや地域の担い手を増やす取組が進んでいる。 *生きがい就労：慣れ親しんだ生活スタイルである「働く」ことと、人との関わりを持ちながら地域貢献できる「生きがい」を両立させる新たな就労形態	○
⑦プラチナ世代（概ね 55 歳以上）等の現役世代に向けて、地域活動等の社会参画への動機付けのための学びの機会がある。（啓発イベント、ライフセミナーなど）	○
⑧上記のような地域活動を通して，住民からの行政等への提案が増加するなど地域が活性化している。	△

H 行政の関与・連携 (9.75 点/15 点) = 達成割合 65.0% (4 点)

評価の視点	評価
①地域包括ケアシステムの構築・地域づくりに向けて、市町の関係課による組織横断的な連携ができています。	○
②市町は、総合計画や市民協働のまちづくりの指針等に基づき、住民互助力や地域の福祉力が向上するよう、住民への働きかけや関係機関・団体等との連携を積極的に行っている。	○
③地域ケア会議や地域診断について、市町が基本方針を明確にし、地域包括支援センターとの協働した取組となっている。	△
④市町は、自立支援に資するケアマネジメントの視点（自立支援型ケアプラン）について、地域包括支援センターや介護支援専門員等に普及する取組を行っている。	○

⑤個別事例レベル、日常生活圏域レベル、保険者レベルについて、地域ケア会議の構成・役割・開催頻度等を定めている。	△
⑥地域ケア会議において、「地域の課題に対する解決策を決定する」「今後の検討の方向性を決定する」「保険者が開催する別の会議体への検討依頼を決定する」など、今後、すべきことを決定している。	◇
⑦地域ケア会議で抽出した地域課題等を受け、必要に応じて介護保険事業計画等の施策に反映する仕組みがある。	△
⑧令和7年の将来の姿（高齢者人口増加・生産年齢人口減少・介護保険料の推計等）を地域の関係者や住民と共有し、介護保険事業計画の基本方針や目標等を周知する取組を行っている。	◇
⑨地域包括ケアシステムの重要なコンセプトである「本人の選択と本人・家族の心構え」を住民に促していく前提として、市町が住民に対する意識啓発（自助、介護保険法で規定される自立支援や健康状態・生活機能の維持向上等）を市町の窓口や出前講座等の小規模の説明会等で行っている。	○
⑩市町から、地域包括支援センターに対して、担当圏域の高齢者人口、高齢者世帯数、要介護認定者数、介護サービスの利用特性等の基礎データが提供されている。	○
⑪市町は、日常生活圏域ニーズ調査等により、住民のサービス利用に関する意向調査や要介護者の生活ニーズ等を把握し、介護保険事業計画等の施策へ反映している。	○
⑫市町や地域包括支援センター等の関係者が、介護保険法に規定される自立支援の原点を再確認するとともに、住民自らが意欲的に介護予防に取り組むような働きかけや介護予防マネジメントの効果的な実施方法について、市町窓口での相談対応の流れを含め関係者で共有されている。	○
⑬福祉ニーズの多様化・複雑化などに対応するため、高齢者・障害のある人・児童等の支援を単独の機関のみで対応するのではなく、包括的な相談支援体制（ワンストップ型等）や他分野との連携強化による総合的な支援の提供体制について検討がなされている。	○
⑭認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームが設置され、早期診断、早期対応に向けた体制づくりが整えられている。	○
⑮市町、地域包括支援センターは、できるだけ早い段階での相談対応や早期対応によるリスク軽減のため、地域の高齢者の実態を家庭訪問やアンケート調査、民生委員からの情報提供等により把握できている。（支援を必要とする人の台帳整備等）	◎

2 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

地域包括ケアシステム評価シートから抽出された課題から、目指す姿（目標・目的）が達成されるよう推進していきます。

図表 1-30 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

項目		目指す姿 (目標・目的)	達成年度	推進方策 (方法・手段)
A 医療	在宅医療・介護連携	医療と介護連携により、在宅生活が円滑に移行することができる。	令和4年度	多職種研修会を定期的開催し、顔の見える関係づくりを行うとともに、連携しやすい環境づくりを行う。 また、町内だけでなく医療圏域での連携を図り退院支援等を推進する。
B 介護	人材育成	介護に関する仕事の魅力を発信し、また介護人材が今後不足する将来の姿を地域全体の問題として捉えて、今後の人材育成対策を図る。	令和7年度	若年層だけでなく地域住民全体に、介護に関する仕事について理解促進を図る。 また現状だけでなく将来の姿を介護関係者のみならず地域住民とも共通認識し、その対応を検討する。
C 保健・予防	介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス	多様なサービスが充実し、一人ひとりに応じた必要なサービスをケアプランに反映し利用することができる。	令和4年度	地域の実情に応じ、必要なサービスを整備する
	地域の健康課題・分析	健康課題の把握・分析結果を、介護予防・保健事業における共通課題として認識し、事業を展開することができる。	令和3年度	健診データや医療費分析等から地域の健康課題を把握し、取組を検討、展開する。
D 住まい・住まい方	住民の互助による見守り・生活支援の取組などを地域コミュニティに位置づけ	住民の互助による見守り・生活支援の取組など地域での取組がある。	令和5年度	地区コミュニティ単位で情報交換会や勉強会を行い、住民の互助による見守り・生活支援の取組など地域での取組状況の把握を行い、地域に広める。

項目		目指す姿 (目標・目的)	達成年度	推進方策 (方法・手段)
E 生活支援・見守り等	認知症の人への対応	地域の中で認知症の人に対する理解が深まり、地域において見守りや支え合いができる。	令和7年度	認知症サポーター養成講座を通し、認知症に対して理解がある人を増やす。また認知症の方、家族が悩みを抱え込まずに地域全体で声かけや見守りができるネットワークを構築する。
	生活支援コーディネーター等の地域資源把握・ニーズ把握の活動による地域の生活支援に関する体制整備の進展	生活支援コーディネーターや2層協議体が地域のさまざまな資源やニーズを把握し、生活支援体制整備を推進する。	令和7年度	生活支援コーディネーターや2層協議体の取組を推進し、地域の現状把握、体制整備を構築する。
F 専門職・関係機関ネットワーク	多職種ネットワークの強化	関係機関それぞれが自らの役割を認識した上で、各サービスの提供を行い、また同職種・多職種ネットワークにより情報連携がスムーズに行われる。	令和5年度	目標の共有と各サービスの役割をお互い明確にするために、ケアマネジャー等連携の要となる人を中心に目標の確認とサービスの提供を行っていく。 在宅医療介護連携事業の一つである「顔の見える関係づくり」を通して、同職種・多職種間のネットワークを構築強化する。各種取組について広報等で発信し、関係者間の共有を図る。
G 住民参画(自助・互助)	地域活動等の社会参画への動機づけ	将来の活動に向けてさまざまな世代が参加できる地域活動などへ参画するための動機づけができる仕組みが確立される。	令和4年度	地域包括ケアシステムの啓発とともに、住民参画の必要性について、生活支援コーディネーターなどにより、住民への普及啓発を図る。
	住民の地域活動	通いの場や介護予防事業等において住民ボランティア活動が活発に行われる。	令和7年度	介護予防事業等における、ボランティア育成・登録の推進を図り、活動できる場の確保や活躍するための支援体制を整備する。

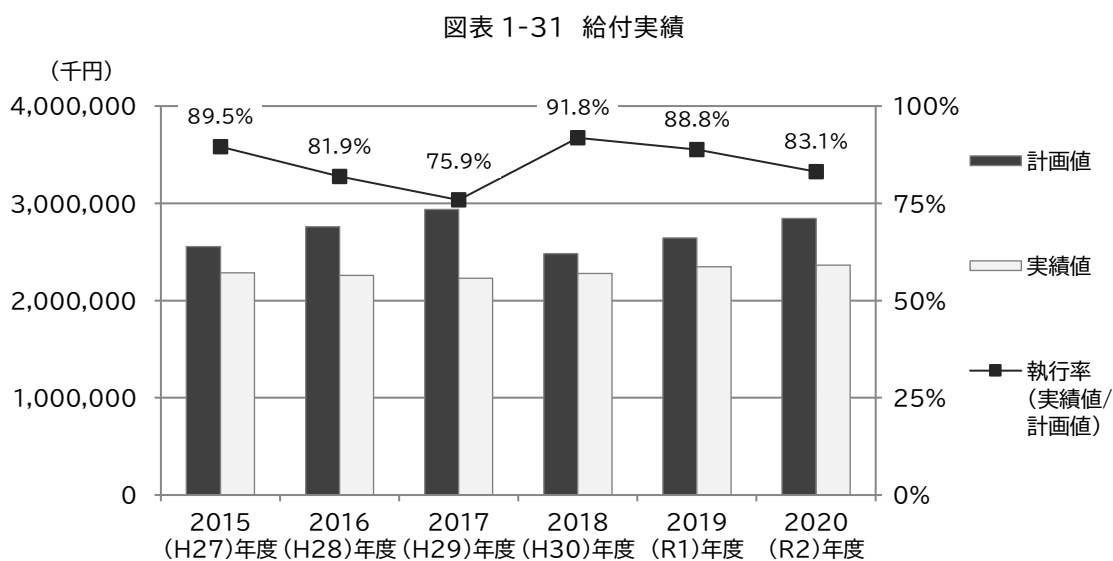
項目		目指す姿 (目標・目的)	達成年度	推進方策 (方法・手段)
H 行政の 関与・ 連携	個別課題から 施策化に向け た体系づくり	地域包括ケアシステム 体制構築に向けて、さま ざまな分野からのアプ ローチが必要であるこ とから、関係部局との連 携が図られ、取組が行わ れる。	令和3年度	定期的に情報・課題共有を 図り、課題解決に向けて協 議を図る。

第4章 第7期計画における介護保険事業の実施状況

1 給付実績

第6期と第7期における介護保険事業の給付を比較すると、第6期の計画値は平均 27.5 億円、第7期は平均 26.6 億円と推計しており、実績値については、第6期は平均 22.6 億円、第7期は平均 23.3 億円となっています。

執行率（実績値／計画値）では、第6期は約 82%、第7期は約 88%という状況です。



図表 1-32 給付実績

(単位:千円)

	第6期			第7期		
	2015 (H27)年度	2016 (H28)年度	2017 (H29)年度	2018 (H30)年度	2019 (R1)年度	2020 (R2)年度
計画値	2,553,919	2,759,640	2,937,280	2,481,402	2,643,591	2,843,957
実績値	2,286,480	2,259,708	2,228,044	2,278,726	2,347,701	2,364,297
執行率 (実績値/計画値)	89.5%	81.9%	75.9%	91.8%	88.8%	83.1%

※H27～H29 年度は介護保険事業状況報告(年報)の実績値

※H30～R2 年度は「見える化システム」により計上

2 予防給付

図表 1-33 計画値と実績値の比較(利用量)

		2018(H30)年度			2019(R1)年度			2020(R2)年度		
		計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画	計画値	見込値	見込/計画
(1) 居宅サービス										
介護予防 訪問入浴介護	(回/月)	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—
	(人/月)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防 訪問看護	(回/月)	153.3	103.3	67.4%	180.3	100.3	55.6%	214.0	84.7	39.6%
	(人/月)	22	15	68.2%	27	14	51.9%	33	12	36.4%
介護予防 訪問リハビリテーション	(回/月)	4.2	27.8	661.9%	4.2	22.7	540.5%	4.2	39.0	928.6%
	(人/月)	1	4	400.0%	1	3	300.0%	1	4	400.0%
介護予防 居宅療養管理指導	(人/月)	15	12	80.0%	20	8	40.0%	25	7	28.0%
介護予防 通所リハビリテーション	(人/月)	198	154	77.8%	238	141	59.2%	285	119	41.8%
介護予防 短期入所生活介護	(日/月)	35.0	34.3	98.0%	49.0	27.3	55.7%	77.0	16.8	21.8%
	(人/月)	5	6	120.0%	7	4	57.1%	11	3	27.3%
介護予防 短期入所療養介護(老健)	(日/月)	0.0	0.0	—	0.0	0.3	—	0.0	0.0	—
	(人/月)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防 短期入所療養介護(病院等)	(日/月)	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—
	(人/月)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防 福祉用具貸与	(人/月)	163	119	73.0%	210	117	55.7%	264	141	53.4%
特定介護予防 福祉用具購入費	(人/月)	6	4	66.7%	9	3	33.3%	10	7	70.0%
介護予防 住宅改修費	(人/月)	6	4	66.7%	6	5	83.3%	8	6	75.0%
介護予防 特定施設入居者生活介護	(人/月)	9	4	44.4%	10	3	30.0%	12	3	25.0%
介護予防 介護予防支援	(人/月)	269	250	92.9%	269	235	87.4%	269	233	86.6%
(2) 地域密着型サービス										
介護予防 認知症対応型通所介護	(回/月)	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—
	(人/月)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防 小規模多機能型居宅介護	(人/月)	17	14	82.4%	17	16	94.1%	17	12	70.6%
介護予防 認知症対応型共同生活介護	(人/月)	0	0	—	0	0	—	0	0	—

※実績値は「見える化」システムの値(R2年は介護保険事業状況報告月報9月分までの実績から計算した見込み)

図表 1-34 計画値と実績値の比較(給付費)

(単位:千円)

	2018(H30)年度			2019(R1)年度			2020(R2)年度		
	計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画	計画値	見込値	見込/計画
(1) 居宅サービス									
介護予防訪問入浴介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防訪問看護	8,294	5,408	65.2%	9,763	5,282	54.1%	11,591	4,241	36.6%
介護予防訪問リハビリテーション	128	936	731.3%	128	789	616.4%	128	1,357	1060.2%
介護予防居宅療養管理指導	1,479	1,340	90.6%	1,962	729	37.2%	2,427	760	31.3%
介護予防通所リハビリテーション	67,461	60,091	89.1%	78,604	56,249	71.6%	91,867	47,533	51.7%
介護予防短期入所生活介護	2,669	2,283	85.5%	3,738	1,831	49.0%	5,874	1,290	22.0%
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	—	0	35	—	0	0	—
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防福祉用具貸与	9,222	6,740	73.1%	11,839	6,780	57.3%	14,842	8,546	57.6%
特定介護予防福祉用具購入費	2,226	1,179	53.0%	3,306	1,198	36.2%	3,756	2,238	59.6%
介護予防住宅改修費	5,023	3,230	64.3%	5,023	3,527	70.2%	6,698	4,508	67.3%
介護予防特定施設入居者生活介護	6,434	2,740	42.6%	6,815	1,553	22.8%	7,847	1,565	19.9%
介護予防支援	14,443	13,217	91.5%	14,450	12,472	86.3%	14,450	12,373	85.6%
(2) 地域密着型サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	14,215	11,798	83.0%	14,221	13,928	97.9%	14,221	10,615	74.6%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—

※実績値は「見える化」システムの値(R2年は介護保険事業状況報告月報9月分までの実績から計算した見込み)

3 介護給付

図表 1-35 計画値と実績値の比較(利用量)

		2018(H30)年度			2019(R1)年度			2020(R2)年度		
		計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画	計画値	見込値	見込/計画
(1) 居宅サービス										
訪問介護	(回/月)	4,340.5	3,746.8	86.3%	4,722.1	3,772.3	79.9%	5,126.9	3,730.8	72.8%
	(人/月)	282	229	81.2%	320	231	72.2%	365	232	63.6%
訪問入浴介護	(回/月)	53.7	47	87.5%	76.7	34	44.3%	100.3	22	21.9%
	(人/月)	12	8	66.7%	18	6	33.3%	24	5	20.8%
訪問看護	(回/月)	1,137.3	844.3	74.2%	1,368.8	947.8	69.2%	1,661.1	760.9	45.8%
	(人/月)	119	101	84.9%	139	111	79.9%	162	94	58.0%
訪問リハビリテーション	(回/月)	99.3	202.5	203.9%	132.8	148.3	111.7%	187.1	195.9	104.7%
	(人/月)	7	21	300.0%	7	14	200.0%	8	14	175.0%
居宅療養管理指導	(人/月)	123	140	113.8%	131	147	112.2%	139	137	98.6%
通所介護	(回/月)	4,202.6	3,567	84.9%	4,816.0	3,872	80.4%	5,457.9	3,993	73.2%
	(人/月)	349	311	89.1%	386	335	86.8%	421	336	79.8%
通所リハビリテーション	(回/月)	2,489.3	2,144.7	86.2%	2,699.8	2,170.0	80.4%	2,944.1	1,970.3	66.9%
	(人/月)	287	234	81.5%	319	231	72.4%	355	210	59.2%
短期入所生活介護	(日/月)	1,311.2	1,563.5	119.2%	1,357.6	1,578.2	116.2%	1,439.6	1,633.9	113.5%
	(人/月)	115	120	77.4%	129	131	101.6%	143	127	88.8%
短期入所療養介護(老健)	(日/月)	26.7	34.5	129.2%	21.3	24.8	116.4%	25.4	12.4	48.8%
	(人/月)	16	5	31.3%	22	4	18.2%	28	2	7.1%
短期入所療養介護(病院等)	(日/月)	157.8	29.4	18.6%	157.8	29.5	18.7%	236.7	26.7	11.3%
	(人/月)	2	1	50.0%	2	1	50.0%	3	1	33.3%
福祉用具貸与	(人/月)	447	422	94.4%	502	439	87.5%	561	447	79.7%
特定福祉用具購入費	(人/月)	14	8	57.1%	18	7	38.9%	24	9	37.5%
住宅改修費	(人/月)	5	6	120.0%	5	5	100.0%	5	8	160.0%
特定施設入居者生活介護	(人/月)	21	13	61.9%	26	13	50.0%	33	15	45.5%
居宅介護支援	(人/月)	725	714	98.5%	742	734	98.9%	754	724	96.0%
(2) 地域密着型サービス										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/月)	0	2	—	0	1	—	0	1	—
夜間対応型訪問介護	(人/月)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
地域密着型通所介護	(日/月)	693.0	825.0	119.0%	785.4	889.6	113.3%	898.8	722.8	80.4%
	(人/月)	68	84	123.5%	74	95	128.4%	79	79	100.0%
認知症対応型通所介護	(回/月)	12.6	53.1	421.4%	12.6	38.7	307.1%	12.6	52.2	414.3%
	(人/月)	6	3	50.0%	6	3	50.0%	6	3	50.0%
小規模多機能型居宅介護	(人/月)	31	25	80.6%	31	24	77.4%	31	23	74.2%
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	99	96	97.0%	99	97	98.0%	99	97	98.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/月)	29	29	100.0%	29	29	100.0%	29	30	103.4%
看護小規模多機能型居宅介護	(人/月)	0	2	—	0	1	—	0	5	—
(3) 施設サービス										
介護老人福祉施設	(人/月)	105	104	99.0%	105	92	87.6%	105	91	86.7%
介護老人保健施設	(人/月)	74	67	90.5%	74	72	97.3%	74	77	104.1%
介護医療院	(人/月)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護療養型医療施設	(人/月)	0	0	—	0	0	—	0	0	—

※実績値は「見える化」システムの値(R2年は介護保険事業状況報告月報9月分までの実績から計算した見込み)

図表 1-36 計画値と実績値の比較(給付費)

(単位:千円)

	2018(H30)年度			2019(R1)年度			2020(R2)年度		
	計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画	計画値	見込値	見込/計画
(1) 居宅サービス									
訪問介護	148,864	125,786	84.5%	162,200	127,074	78.3%	176,357	130,834	74.2%
訪問入浴介護	7,727	6,774	87.7%	11,077	4,911	44.3%	14,485	3,122	21.6%
訪問看護	62,972	48,176	76.5%	75,064	55,464	73.9%	90,266	46,697	51.7%
訪問リハビリテーション	3,278	6,380	194.6%	4,411	5,098	115.6%	6,224	6,745	108.4%
居宅療養管理指導	15,277	17,949	117.5%	16,059	17,839	111.1%	16,903	16,156	95.6%
通所介護	390,317	335,285	85.9%	441,718	367,462	83.2%	494,427	387,842	78.4%
通所リハビリテーション	256,409	208,694	81.4%	282,950	215,525	76.2%	314,436	198,492	63.1%
短期入所生活介護	125,446	151,050	120.4%	129,413	157,768	121.9%	137,255	169,305	123.4%
短期入所療養介護(老健)	3,401	4,328	127.3%	2,755	3,418	124.1%	3,294	1,691	51.3%
短期入所療養介護(病院等)	21,045	3,935	18.7%	21,054	4,156	19.7%	31,582	4,046	12.8%
福祉用具貸与	72,157	64,891	89.9%	81,693	67,334	82.5%	92,479	70,022	75.7%
特定福祉用具購入費	5,073	3,224	63.6%	6,473	2,889	44.6%	8,594	3,263	38.0%
住宅改修費	4,860	4,742	97.6%	4,860	4,283	88.1%	4,860	7,294	150.1%
特定施設入居者生活介護	46,697	30,381	65.1%	57,833	24,468	42.3%	73,338	29,227	39.9%
居宅介護支援	121,770	124,588	102.3%	124,433	132,574	106.5%	126,058	130,343	103.4%
(2) 地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	2,825	—	0	2,367	—	0	1,925	—
夜間対応型訪問介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
地域密着型通所介護	59,990	69,934	116.6%	66,592	78,701	118.2%	74,541	64,900	87.1%
認知症対応型通所介護	1,376	5,389	391.6%	1,376	4,647	337.7%	1,376	6,536	475.0%
小規模多機能型居宅介護	65,282	52,085	79.8%	65,311	56,532	86.6%	65,311	53,023	81.2%
認知症対応型共同生活介護	286,981	279,779	97.5%	287,109	287,979	100.3%	287,109	289,712	100.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	95,748	99,092	103.5%	95,975	100,210	104.4%	95,975	105,089	109.5%
看護小規模多機能型居宅介護	0	4,577	—	0	2,321	—	0	10,467	—
(3) 施設サービス									
介護老人福祉施設	320,277	318,064	99.3%	320,420	294,370	91.9%	320,420	286,709	89.5%
介護老人保健施設	234,861	201,836	85.9%	234,966	225,938	96.2%	234,966	245,832	104.6%
介護医療院	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護療養型医療施設	0	0	—	0	0	—	0	0	—

※実績値は「見える化」システムの値(R2年は介護保険事業状況報告月報9月分までの実績から計算した見込み)

第5章 計画の基本ビジョンと基本方針

1 基本理念

本計画では長与町第10次総合計画との整合性を保ちつつ、第7期計画の基本理念を踏襲し、「ふれあいにあふれ、いきいきと健やかに暮らせるまち ながよ」を基本理念に掲げ、地域住民がいつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本理念

ふれあいにあふれ、 いきいきと健やかに暮らせるまち ながよ

- 地域のつながりを大切にし、地域活動への参加や生涯学習等の機会を通じて人とのつながりを持つことにより、健康で活動的に生活できるまちづくりを目指します。
- いつまでも健康に暮らし、一人ひとりがそれぞれの生きがいを持って、いきいきと毎日を過ごすことができるよう、家族や近隣の人、地域社会との交流等のふれあいをさらに深め、地域住民がお互いに助け合い、支え合うことのできる環境づくりを通して、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを目指します。
- 介護が必要となっても、住み慣れた地域で、介護保険サービスや住民参加型など豊かなサービスを利用しながら安心して暮らすことができる、もしものときも安心できるセーフティーネットのあるまちを目指します。

2 基本目標

基本理念を踏まえた3つの基本目標を設定し、それぞれの施策の方向を次のように定めます。

目標1

長与町の特性にあわせた 地域包括ケアシステムの 深化・推進

《構成内容》

- 健康づくりの支援
- 介護予防の推進
- 地域ケアネットワークの整備

- 地域包括ケアシステムを深化・推進していく上で、その基礎として高齢者の健康づくりを支援していきます。
- 在宅医療と介護を一体的に提供するための連携推進を図ります。また、関係機関との連携の場である地域ケア会議を通して、地域課題、社会資源の発掘に努め、課題解決に取り組めます。
- 住民主体の介護予防事業など、地域の中で活動する担い手の育成や確保に取り組むとともに、第7期計画での課題の解決と、本町の地域特性に即した効果的な事業の推進を図ります。
- 認知症になっても希望を持って日常生活を過ごすことができる社会を目指し、認知症に対する地域の理解を深めるとともに、認知症予防の推進、早期対応に取り組めます。

目標2

世代をこえた 支え合いと 一人ひとりの安心・ 生きがいづくりの推進

《構成内容》

- 社会参加の支援
- 地域生活の支援
- 安心・安全な生活環境
づくりと相談体制の充実

- 高齢期になっても生きがいを持って生活を送ることができるよう、高齢者の知識や経験を活かせる地域活動やボランティア活動に関する情報発信を行うなど、社会参加の促進に努めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくには、必要な支援やサービスを受けるとともに、地域における支援体制を構築することが重要です。地域の自主的な活動の活性化を推進し、生活支援体制の整備に取り組めます。
- 若い世代とともに地域社会を支え、地域全体を活性化するために、年齢を超えた交流を推進するとともに、住民への意識啓発や情報提供、老人クラブ・自治会・ボランティア等による日常生活支援の拡大を図ります。

目標3

適切な 介護保険サービスの 提供と質の向上

《構成内容》

- 居宅サービスの見込量
- 施設サービスの見込量
- 地域密着型サービスの
整備計画
- 相談・情報提供の充実
- サービスの質の向上に
向けた取組
- 介護保険給付適正化の
推進

- 在宅生活の継続のためには介護者に対する支援が重要になることから、介護者への介護知識・技術の習得支援や、介護者が介護に疲弊することがないように、介護者の交流の機会など、相談体制の充実を図ります。
- 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、適切なサービス提供に努めるとともに、関係機関と連携し、介護人材の確保・育成に努めます。
- 国の介護給付費適正化計画と整合性を保ちながら、必要な介護保険サービスが、適正に提供されるように取り組みます。

第2部 計画の実現に向けた施策の展開

第1章 長与町の特性にあわせた

地域包括ケアシステムの深化・推進

1 健康づくりの支援

- 【現況と課題】
- 特定健診は、平成20年の開始時より毎年受診率を伸ばしており、県平均を上回っています。がん検診の受診率は横ばいからわずかながら受診率の伸びがみられます。特定健診は令和元年より、長崎市内の医療機関での受診も可能となっています。
 - 本町では、65歳以上の健康づくりとして、平成28年10月より開始した介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）により介護予防を推進していますが、若年期、壮年期からの健康づくりや生活習慣病予防への関心を高めていく必要があります。
 - 健康づくりボランティアである「健康ながよ21推進専門委員」「健康づくり推進員協議会」「食生活改善推進員協議会」に対して、健康に関する学習会を実施しています。また、それぞれの活動について協働実施や支援を行い、広報等により会員の加入促進も実施しています。
- 【今後の方針】
- 健康づくりの当事者である住民の主体的な取組と、それを支援（サポート）する環境づくりを進めます。
 - 生活習慣病の予防のため、健康診査受診率の向上に努めます。

【主要施策】

事業	内容	所管
特定健診・健康診査の実施 保健指導の実施 重症化予防事業の充実	特定健診・健康診査について、委託医療機関の広域化や医療情報提携事業を進め、さらなる受診率の向上と関係機関と連携した重症化予防事業による生活習慣病の重症化予防を図ります。	健康保険課
がん検診の推進 歯周疾患検診の推進	がん検診については、効果的なPRにより受診率アップを図るとともに、精度管理により効果のある検診を正しく実施し、要精密検査者を確実に精密検査につなげる取組を行います。	

健康づくりボランティア活動の支援	<p>健康づくりに関しては、「健康ながよ21推進専門委員」「健康づくり推進員協議会」「食生活改善推進員協議会」のボランティアに対して、学習会の実施及び活動の協働実施や支援を行います。</p> <p>また、広報等により会員数の保持・増加に取り組みます。</p>	健康保険課
こころの健康教育・相談・訪問	<p>平成30年度に策定した「長与町自殺対策計画」に基づき、精神保健に関する相談・訪問を行い、必要時、関係機関と連携を図り、包括的に支援を行います。</p> <p>また、健康教室等でこころの健康についての正しい知識の普及を行います。</p>	健康保険課
働く世代からの健康づくり、介護予防の推進	<p>企業や事業所がこころと身体の健康づくりに取り組めるよう、健康づくりに関する情報の発信や町が行う健康づくり事業の紹介等を実施し、働く若い世代から自主的に健康行動の実践に取り組むことができるよう支援します。</p> <p>また、健康まつり等住民全体を対象としたイベントの中で健康づくりや介護予防についての推進・周知を行います。</p>	健康保険課 介護保険課
健康ポイント事業の推進	<p>歩くことや健診受診などの、健康づくり活動でポイントを獲得し、そのポイントを商品交換や寄付できる事業を平成30年度より実施しています。</p> <p>事業実施により、地域の活性化や特に健康に関心のない人の健康づくり活動への参加を後押しします。</p>	健康保険課
高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施	<p>医療レセプト・健診・介護レセプトのデータを分析し、個人の状況、そして地域の状況に応じて、歯科衛生士、栄養士等の専門職による家庭訪問や通いの場への積極的な関与を行い、高齢者の健康づくりを推進します。</p>	健康保険課 介護保険課

2 介護予防の推進

（1）介護予防・生活支援サービス事業

- 【現況と課題】
- 平成28年10月より開始した介護予防・生活支援サービス事業では、要支援認定者とともに、窓口での認定申請相談者に対し基本チェックリストを実施し対象者の判定を行っています。
 - 把握された事業対象者には、必要な訪問型サービス・通所型サービスを紹介し、利用につなげています。
 - 訪問型サービス・通所型サービスとも現行相当サービス（一部独自サービス）を実施しスムーズに総合事業に移行しており、サービス事業者も充足しています。
 - 今後、利用者の増加が予測されるため、多様なサービスを開始していくことが必要です。
- 【今後の方針】
- 緩和型サービス・住民主体サービス等の多様なサービスは資源や需要を把握し、生活支援体制整備事業とあわせて随時検討していきます。

【主要施策】

事業	内容	所管
訪問型サービス	現行相当サービスを実施します。	介護保険課
通所型サービス	現行相当サービスを実施します。要支援2の人が週1回程度利用時、要支援1の人と同じ利用料になる独自サービスを実施します。	介護保険課
生活支援サービスの充実に向けた体制づくり	生活支援コーディネーターの活動を充実させ、地域の状態や既存の活動を見える化し、多様なサービスの実施に向けた検討を行います。	介護保険課

図表 2-1 介護予防・生活支援サービス事業の目標値

	実績	見込み	計画期間(目標値)			参考
			2019 (R1)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	
事業対象者把握 (件)	28	20	29	30	31	33
通所型サービス延べ利用者数 (人)	2,841	2,842	2,960	3,005	3,050	3,142
訪問型サービス延べ利用者数 (人)	1,963	1,724	2,045	2,076	2,107	2,171

(2) 一般介護予防事業

- 【現況と課題】
- お元気クラブは3か所、めだか85は6か所、脳トレ教室は6か所で実施しています。
 - 高齢者の閉じこもり予防や交流の場としての地域住民グループ支援事業（いきいきサロン）を開催しています。令和2年度は20か所で実施しています。
 - 介護予防サポーターポイント制度（ねこの手ポイント）の周知と拡大を図っていきます。
 - 高齢化の進展に伴い、これからは住民主体の活動が重要となってきます。
-
- 【今後の方針】
- 介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発することを目的とした事業を実施していきます。

【主要施策】

事業	内容	所管
お元気クラブ (介護予防普及啓発事業)	閉じこもりや寝たきりになることを予防し、いきいきとした生活を送ることを目的として、体操・軽スポーツ・レクリエーションなどを実施します。	介護保険課
めだか85 (介護予防普及啓発事業)	加齢に伴う運動機能の低下予防・向上を図る観点から、運動指導を中心にした介護予防教室を実施します。	介護保険課
脳トレ教室 (介護予防普及啓発事業)	認知症の予防及び認知症への理解を広めることを目的に、頭の体操・ゲーム・認知症に関する講話や認知機能の評価などを実施します。	介護保険課
いきいきサロン (地域住民グループ支援事業)	地域に住む高齢者の閉じこもり予防及び交流の場を持つことを目的に、関係機関とのさらなる連携を図りながら、地域活動グループの育成・支援を図ります。	介護保険課
その他の事業	介護予防サポーターポイント制度（ねこの手ポイント）や健康教育など、その他の介護予防事業についても拡充を図ります。	介護保険課

図表 2-2 一般介護予防事業の目標値

		実績	見込み	計画期間(目標値)			参考
		2019 (R1)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度
お元気クラブ	(回)	131	112	144	144	144	144
	実参加者数	72	65	75	76	77	79
	延べ参加者数	2,161	1,513	2,626	2,665	2,705	2,787
めだか85	(回)	198	180	216	216	216	216
	実参加者数	158	144	165	167	170	176
	延べ参加者数	3,946	3,068	4,642	4,711	4,782	4,927
脳トレ教室	(回)	90	72	108	108	108	108
	実参加者数	176	172	175	177	180	185
	延べ参加者数	2,427	1,632	2,772	2,814	2,856	2,942

(3) 包括的支援事業

- 【現況と課題】
- 地域包括支援センターが中心となって介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行っています。
 - 地域包括支援センターの公正・中立性の確保、その他センターの円滑な運営を図るため、地域の関係団体やアドバイザーで構成する「地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。
 - 地域包括支援センターの相談では、関係機関等から認知症に関わる相談が増加し、権利擁護業務が増えています。
 - 虐待の事例を把握した場合には、速やかに高齢者を訪問して状況を確認し、関係機関等との連携を図りながら、事例に即した適切な対応に努めています。このほか、困難事例への対応、消費者被害の防止にも随時対応しています。
-
- 【今後の方針】
- 地域包括支援センターを地域住民を包括的に支援する役割を担う拠点として位置づけます。

【主要施策】

事業	内容	所管
介護予防ケアマネジメント事業	<p>要支援認定者及び事業対象判定者に対して、介護保険の介護予防ケアプランの作成と、それに基づいたサービス利用に関する支援を行います。</p> <p>また、介護予防ケアプランを作成し、介護予防事業の利用に関する調整や支援を行います。</p>	介護保険課
総合相談支援事業	<p>高齢者及びその家族の相談に対し、地域におけるさまざまな関係者とのネットワークを活用しながら、生活の実態把握を踏まえた適切な情報提供や相談支援を行います。</p>	介護保険課
権利擁護事業	<p>高齢者の人権や財産を守る権利擁護・虐待防止事業として、成年後見制度の活用や、保健・医療・福祉などの関係機関との連携により、虐待の早期発見・防止を進めます。</p> <p>また、困難事例への対応を行うとともに、消費者被害等の防止にも努めます。</p>	介護保険課
包括的・継続的ケアマネジメント事業	<p>地域のケアマネジャーに対し個別の相談窓口を設置し、支援困難事例等に対する指導助言や相談への対応を行うほか、事例検討会や研修などを実施します。</p> <p>また、長与町社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会など地域の連携、ケア連絡会との連携により地域におけるネットワークを構築します。</p>	介護保険課
在宅医療・介護連携推進事業	<p>医療・介護・社会福祉事業関係者、関係行政機関の職員、ケアマネジャーなどで構成する在宅医療介護連携推進協議会の機能を充実・強化し、利用者の身体状況や生活場所の変化にあわせた適切なケアを包括的に提供できるよう連携します。</p> <p>また、平成30年度より設置した在宅医療介護相談窓口の充実とともに、広域的な相談対応に向けた関係機関との協議や医療・介護の情報共有の方法について、現状把握と連携強化に取り組みます。</p>	介護保険課

生活支援体制整備事業	<p>生活支援コーディネーターを中心に、地域の課題や解決方法について現状の把握や必要な活動について検討し、第2層協議体の立ち上げや、支え合い活動・生活支援サービスの構築を行います。</p> <p>また、地域課題の集約と政策提言につなげます。</p>	介護保険課
認知症総合支援事業	<p>認知症地域支援推進員を中心に、認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進、介護者支援の充実やケアパスの周知、認知症カフェなどの取組の充実を図ります。</p> <p>また、認知症サポート医、医療・介護関係者、関係行政機関、地域活動代表者等で構成する認知症初期集中支援チーム検討委員会で、認知症初期集中支援チーム活動について協議を図り、ほかにも認知症施策の課題や推進方法についても検討します。</p>	介護保険課
地域ケア会議推進事業	<p>自立支援に向けた地域ケア会議を定期的（月1回）に実施するとともに、困難ケースも随時ケア会議を行い、課題の整理や情報共有により、地域課題の集約と政策提言を図ります。</p>	介護保険課

(4) 任意事業

- 【現況と課題】
- 家族介護者の負担軽減のため、家族介護支援事業を行っています。
 - 在宅生活の継続のためには、家族介護支援事業のさらなる充実が必要です。

- 【今後の方針】
- 高齢者の地域生活の継続を目的に、介護保険事業の安定化を図るとともに、家族介護者への支援を行っていきます。

【主要施策】

事業	内容	所管
家族介護支援事業	介護する家族などに対して、介護による身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、家族介護教室（なるほど介護学習会・認知症介護者リフレッシュの集い）、家族介護用品・在宅介護者見舞金の支給を行います。	介護保険課
その他の事業	配食サービス事業、認知症サポーター養成講座を行っていくとともに、高齢者等見守り事業等の拡充を図ります。	介護保険課

図表 2-3 任意事業の目標値

	実績	見込み	計画期間(目標値)			参考
			2019 (R1)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	
家族介護支援事業						
なるほど介護学習会 (人)	226	210	256	259	263	271
認知症介護者リフレッシュの集い (人)	29	20	30	31	32	34
介護用品の支給 (件)	45	60	47	48	49	51
在宅介護者見舞金支給 (件)	0	0	1	1	1	1
その他事業						
配食サービス事業 (食)	2,051	2,190	2,300	2,414	2,535	2,795
認知症予防サポーター養成講座 (人)	240	150	250	254	258	266
成年後見人制度利用支援事業 (人)	2	1	2	2	2	2

3 地域ケアネットワークの整備

- 【現況と課題】
- 本町では、町直営で地域包括支援センターを設置しており、基本となる「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「介護予防ケアマネジメント業務」「包括的・継続的ケアマネジメント業務」を実施し、地域包括ケアの実現に向けた取組をしています。
 - 地域包括支援センターでは、困難ケースに対して随時地域ケア会議を実施しており、必要に応じて民生委員や警察等地域の関係者を交えて事例の検討を行い、ネットワークの構築に努めています。
 - 地域ケアネットワークの充実のため、地域福祉活動を推進することが必要です。
 - 社会資源の一つとして期待されているボランティア活動については、長与町社会福祉協議会（ボランティア室）が中心となり、ボランティアに関する周知・学校教育・活動のアドバイスなどを実施しています。
-
- 【今後の方針】
- 地域包括支援センターを中心に、高齢者の尊厳を守り、地域で支えるシステムを構築していきます。
 - 地域福祉の観点から本計画と地域をつなぐ役割を持つ「長与町地域福祉計画」及び「長与町地域福祉活動計画」を推進し、地域ケアネットワークの整備を支えます。
 - 社会資源として期待されているボランティア活動の促進を図ります。

【主要施策】

事業	内容	所管
地域ケア会議（関係機関とのネットワーク）	地域包括支援センターを中心に、民生委員児童委員やケアマネジャー、自治会、医療機関などの地域のさまざまな機関、社会資源と連携を密に、自立支援に向けた地域ケア会議を開催し、課題解決のための地域ネットワークを構築します。	介護保険課
地域包括支援センターの機能充実	地域包括支援センターの基本となる業務や役割などについて、広く住民に周知を図るとともに、センター機能が効果的・効率的に実施できるよう支援します。	介護保険課

地域福祉活動の推進	<p>長与町の住民一人ひとり、関係する機関・団体（地域）、長与町社会福祉協議会、行政と一緒に地域福祉を推進していくための指針となる「長与町地域福祉計画」及び「長与町地域福祉活動計画」に基づき、住民が自主的に活動する地域福祉体制を確立します。</p> <p>また、同時にさまざまな地域福祉活動を推進します。</p>	福祉課
ボランティア活動の促進	<p>長与町社会福祉協議会と連携しながら、住民への啓発活動を展開し、各種団体によるボランティア活動を促進します。</p>	福祉課

第2章 世代をこえた支え合いと

一人ひとりの安心・生きがいつくりの推進

1 社会参加の支援

- 【現況と課題】
- 個人の価値観や生活様式により、一人ひとりの感じる生きがいは異なります。団塊の世代が高齢者となり、今後、さらにニーズの多様化が予想されます。そのため、元気な高齢者が生活支援や介護予防の担い手として活躍できる、社会貢献活動や生きがいつくりの場の提供など、その支援策を検討していく必要があります。
 - 老人クラブは地域を基盤とする自主的な組織であり、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援を行う観点からも活動と役割が期待されています。しかし、年々加入者数は減少してきており、人材育成や会員の加入促進が課題となっています。本町では令和2年度現在、30クラブ、1,453人が加入しています。
 - 地域の高齢者を対象とした介護予防を目的に、地域支援事業として、いきいきサロンを推進しています。令和2年度は計20か所となっています。
 - 地域福祉ボランティア基金補助金を令和2年度はボランティア9団体に交付し、活動をサポートしています。これらのボランティア活動の多くが地域の高齢者によって支えられています。
 - 元気高齢者が増加し、また、団塊の世代の高齢期への到達など、就労を希望する高齢者の増加が予想され、長与・時津シルバー人材センターの登録会員も徐々に増えています。高齢者のニーズや体力・能力にあった多様な就労機会の充実が求められています。
- 【今後の方針】
- 各種団体、高齢者の多種多様な活動を支援するため、交流の場の提供、生涯学習・生涯スポーツの推進、ボランティア活動の促進、老人クラブ活動への支援、就労の促進などの取組をさらに推進します。

【主要施策】

事業	内容	所管
老人クラブの活動支援	<p>明るい長寿社会と保健福祉の向上に資することを目的として、老人クラブへの活動費の助成を行います。</p> <p>また、若手リーダー・女性リーダーを含め、老人クラブの魅力化・活発化を図りながら、町広報誌による情報提供など、新規会員の確保に向けた支援をします。</p>	福祉課
いきいきサロンの推進	<p>地域ぐるみでの介護予防の推進に向けて、講師派遣など長与町社会福祉協議会と連携しながら推進し、サロン活動を支援します。</p> <p>また、地域での集いの場として、お世話係等の育成支援を進めます。</p>	介護保険課
ボランティア活動の支援	<p>高齢者自身の社会参加を通じた介護予防を推進するため、子育て支援などの福祉ボランティア、地域の安全を守る活動、健康づくりなど、地域の活動に主体的に取り組む高齢者のボランティア活動を支援します。</p>	福祉課 介護保険課
世代間交流の推進	<p>教育・文化・芸能・趣味や生産活動・ボランティア活動など、多様な機会を捉えた世代間交流を推進します。</p>	生涯学習課 介護保険課
生涯学習・生涯スポーツの推進	<p>高齢者が生涯にわたって生きがいを持ち、豊かな人生を過ごすことができるよう、生涯学習、生涯スポーツに関する各種講座の開催を継続していきます。</p> <p>高齢者学級では、ボランティア活動や支え合いについて学ぶ機会を設け、地域福祉を推進していきます。</p>	生涯学習課 介護保険課
就労機会の充実	<p>定年退職者等の高齢者に臨時的かつ短期的、または軽易な業務に係る就業の機会を提供する長与・時津シルバー人材センターの活動を支援し、新規会員の確保や新たな業務開拓を目指します。</p>	産業振興課 介護保険課

老人福祉センターの充実	高齢者の健康増進・保持や教養の向上につながるように、外出及び交流の機会を増やす事業を推進します。	福祉課
-------------	--	-----

図表 2-4 長与・時津シルバー人材センター(長与)の実績

		実績	見込み
		2019 (R1)年度	2020 (R2)年度
会員数	(人)	293	300
受託件数	(件)	1,764	1,680

2 地域生活の支援

- 【現況と課題】
- 高齢者が住み慣れた地域で安全に、安心して在宅生活が送れるよう、地域での見守り支援体制を推進し、あわせて適切な在宅サービスを提供します。
 - ひとり暮らし高齢者・障害のある人及び高齢者・障害のある人のみ等の世帯で、資源化物及びごみを指定する資源化物回収箇所、またはごみステーションまで運ぶことが常時困難な人に対して、ごみ等を戸別回収しています。
 - 介護予防事業の一環として、70歳以上の高齢者を対象にバス、タクシーまたは健康づくり助成の利用券を配布しています。
 - 年々増加しているひとり暮らし高齢者が安心して暮らせるように、現在の取組をさらに強化していく必要があります。

- 【今後の方針】
- 地域で支え合う体制づくりに努め、ひとり暮らしや緊急時の不安解消を図り、突発的な異変や生活状況の変化に対応します。
 - 高齢者が在宅で自立した生活ができるよう各種サービスを提供し、在宅での日常生活を支援します。
 - 生活環境や身体的な状態など、在宅での生活に支障がある高齢者のための新たな生活の場として、それぞれの目的に応じた施設での生活を提供します。

【主要施策】

事業	内容	所管
高齢者等の見守りネットワーク	見守り協定を締結している、警察・民間事業者との連携を図ります。 また、地域において実施されている福祉員による見守りを推進します。	福祉課 地域安全課
緊急通報装置設置事業	ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯に対し、在宅生活を支援することを目的として、急病等の緊急時に、迅速で適切な対応が行えるように緊急通報装置を設置します。	福祉課

要支援者支援体制の推進	避難行動要支援者避難支援プランに基づき個別計画の作成を進めます。自治会及び自主防災組織等と連携を図り、地域と協働して高齢者や障害のある人などの日頃からの見守り・支援の体制づくりを推進します。	地域安全課 福祉課 介護保険課
地域の防犯体制の整備	高齢者の生命、身体及び財産を守るため、地域包括支援センターや関係機関との連携を図るとともに、地域住民の協力により地域の防犯体制を整備します。	地域安全課 介護保険課
高齢者虐待防止事業	住民や介護保険サービス事業者等の関係者に向けて、高齢者虐待防止とその対応に関する知識の啓発に努めます。	福祉課 介護保険課
高齢者等ごみ出し等支援事業	地域包括支援センター、社会福祉協議会、ケアマネジャー、ヘルパー、民生委員、自治会長などと連携し、ごみ出し等が困難な人に対する支援体制づくりを推進します。	住民環境課
買物支援	本町に居住する高齢者や障害のある人の地域生活が円滑に行えるよう、住民ニーズに適合した買物支援について検討します。	福祉課 政策企画課 介護保険課
生活支援ハウス	60歳以上のひとり暮らし、または夫婦世帯であって、高齢のため日常生活に不安がある人が、安心して健康で明るい生活が送れるように、居住機能及び交流機能を総合的に提供します。	福祉課
養護老人ホーム	環境上の理由や経済的な理由で、在宅生活において生活が困難な高齢者を保護措置し、日常生活上必要なサービスを提供します。	福祉課
生活支援体制整備事業 (再掲)	生活支援コーディネーターを中心に、地域の課題や解決方法について現状の把握や必要な活動について検討し、第2層協議体の立ち上げや、支え合い活動・生活支援サービスの構築を行います。 また、地域課題の集約と政策提言につなげます。	介護保険課

図表 2-5 地域生活関係の目標値

	実績	見込み	計画期間(目標値)			参考
	2019 (R1)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度
高齢者等ごみ出し等支援事業 (人)	132	131	131	131	131	131
生活支援ハウス入所者数 (人)	12	12	12	12	12	12
養護老人ホーム入所者数 (人)	6	5	5	5	5	5

3 安心・安全な生活環境づくりと相談体制の充実

(1) 総合相談

【現況と課題】 ■ 地域包括支援センターでは、ケアマネジャーの資格を有する相談員による対応とともに、訪問看護師による健康調査等を実施しています。また必要に応じて主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師と連携して相談に対応しています。

【今後の方針】 ■ 関係機関による見守り活動とサポーターポイント制度（ねこの手ポイント）を推進していきます。

■ 経験豊かな専門職の配置など、高齢者に対する総合的な相談体制の充実を図ります。

【主要施策】

事業	内容	所管
地域包括支援センターによる総合相談	<p>高齢者及びその家族の相談に対し、地域におけるさまざまな関係者とのネットワークを活用しながら、生活の実態把握を踏まえた適切な情報提供や相談支援を行います。</p> <p>あらゆる相談に対応できるよう、民生委員等地域関係者とのネットワークを構築します。</p>	介護保険課

図表 2-6 総合相談の目標値

	実績	見込み	計画期間(目標値)			参考
			2019 (R1)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	
総合相談件数 (件)	4,199	4,200	4,300	4,400	4,500	4,700

（２）権利擁護、虐待防止

- 【現況と課題】
- 高齢化の進行により、認知症を有する高齢者が増えることが予測されます。これに伴い、認知症等により判断能力が不十分なため、金銭管理やさまざまな手続きができず、日常生活の支障をきたす事例が増えることが予想されます。
 - また、高齢者虐待に関する相談や対応件数が増えています。高齢者虐待は、心身に深い傷を負わせ、基本的人権を侵害するものですので、未然に防ぐことが重要となります。

- 【今後の方針】
- 成年後見制度の利用を促進するとともに、高齢者の権利擁護を推進していきます。
 - 住民・介護サービス事業者・医療機関等、さまざまな人に高齢者虐待について周知・啓発に努めるとともに、地域包括支援センター等関係機関と連携を図り、虐待の防止と被虐待高齢者の保護に取り組みます。

【主要施策】

事業	内容	所管
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な人を対象とした福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う制度として、事業実施の中心となる機関である社会福祉協議会との緊密な連携を図りながら制度の周知を推進するとともに、各相談窓口で本人や家族等に対して制度の説明を行います。	福祉課
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉の増進を図るため、制度の普及・啓発を図るとともに成年後見等の申し立てに取り組むほか、申立費用助成や報酬助成を行うことで利用促進に取り組めます。	福祉課 介護保険課
高齢者虐待防止事業 (再掲)	住民介護保険サービス事業者等の関係者に向けて、高齢者虐待防止とその対応に関する知識の啓発に努めます。	福祉課 介護保険課

権利擁護事業 (再掲)	<p>高齢者の人権や財産を守る権利擁護・虐待防止事業として、成年後見制度の活用や、保健・医療・福祉などの関係機関との連携により、虐待の早期発見・防止を進めます。</p> <p>また、困難事例への対応を行うとともに、消費者被害等の防止にも努めます。</p>	介護保険課
----------------	---	-------

図表 2-7 権利擁護養護・虐待防止の推計値

	実績	見込み	計画期間(推計値)			参考
			2019 (R1)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	
権利擁護養護・虐待 (件)	2	2	4	4	4	4

(3) 災害対策、交通安全

- 【現況と課題】
- 都市施設（道路や公園等）について、計画段階からユニバーサルデザイン化の検討を行いました。
町道長与中央線において、視覚障害のある人に対応した誘導表示を設置するとともに、歩道について極力段差が少なくなるような構造で設計を行いました。また、さくら野公園の新設工事において、出入口口のスロープ化及び障害者用駐車場及びトイレの設置を行いました。
 - 災害時要支援者の名簿管理システムの導入をはじめ、「長与町地域防災計画」や「長与町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、自主防災組織（自治会）、消防団、長与町社会福祉協議会などと連携した災害時要支援者の避難支援体制の確立に努めています。
 - 高齢者世帯への空き巣や年々手口が巧妙化する振り込め詐欺、通信関連・住宅関連等による消費者トラブルの相談が増加しているため、広報誌での情報提供及び長崎県警察が配信している安心メール「キャッチくん」の登録案内、出前講座等を行い、被害の未然防止に努めています。
 - 町内の交通事故発生状況は年々減少している一方で、高齢者が占める割合は約3割のまま維持している状況です。これらの背景として高齢者の身体能力の低下、経験による過信、交通法規の理解不足等が考えられます。交通事故防止のため、講習会や出前講座等を行っています。また、高齢運転者に対し、適切な時期における運転免許証の自主返納を奨励し、交通事故発生を抑止に努めてまいります。

- 交通安全高齢者の集い、自治会等主催の学習会における交通安全講話、自動車学校における参加体験型の講習を実施し、高齢者の交通安全意識を高める取組を行っています。平成28年度からは65歳以上の高齢者で運転免許証返納した人を対象に、長崎スマートカード（令和元年度よりエヌタスTカード）を交付する運転免許証自主返納事業を実施し、申請者数も徐々に多くなっています。

- 【今後の方針】
- 高齢者にとって安全な生活環境づくり、ユニバーサルデザイン化のまちづくりを推進していきます。
 - 災害、火災、交通事故、各種犯罪などから高齢者を守るため、関係機関や地域と協働して安心・安全なまちづくりを推進していきます。

【主要施策】

事業	内容	所管
公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	障害の有無や年齢に関わらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進を図るとともに、計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討します。	都市計画課 福祉課 介護保険課
要支援者支援体制の推進	避難行動要支援者避難支援プランに基づき個別計画の作成を進めます。自主防災組織及び消防団等と連携を図り、地域と協働して高齢者や障害のある人など災害時要支援者の支援体制づくりの推進に努めます。	地域安全課 福祉課 介護保険課
自主防災活動の促進	地域における自主防災活動を支援するとともに、災害時支援者の避難誘導訓練の実施等、本町及び防災関係機関と連携した活動の促進を図ります。	地域安全課 介護保険課
施設等の防災対策	火災発生時における消火器の操作方法の確認など、災害時の被害を最小限に食い止めるよう、施設等の防災対策の強化を図ります。	地域安全課 介護保険課
地域の防犯体制の整備	高齢者の生命、身体及び財産を守るため、地域包括支援センターや関係機関との連携、地域住民の協力により地域の防犯体制を整備します。	地域安全課 介護保険課

交通安全対策	<p>参加体験型の講習会及び広報紙等を通して、交通ルールやマナーに関する周知を行い、高齢者の交通事故防止に努めます。</p> <p>今後は自治会だけでなく、各老人クラブ単位でも、要請に応じて交通講話を実施するなど、より多くの機会交通安全啓発活動を展開します。</p>	地域安全課 介護保険課
感染症対策の推進	<p>新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症対策にあたっては、住民へ「新しい生活様式」の日常への取り入れを周知していきます。</p> <p>また、医療や福祉、介護関係の事業所等に対しては、「感染拡大防止ガイドライン」など各種ガイドラインに沿った感染予防、感染拡大防止の対策を促進します。</p>	健康保険課 介護保険課

図表 2-8 災害対策、交通安全関係の目標値

	実績	見込み	計画期間(目標値)			参考
			2019 (R1)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	
自主防災組織率 (%)	98.3	98.3	98.8	99.3	100	100
グループホーム防災訓練や会議等参加回数※ (回)	15	14	14	14	14	15

※所管課職員や消防団がグループホーム等の運営推進会議や防災訓練に参加した回数

第3章 適切な介護保険サービスの提供と質の向上

1 居宅サービスの見込量

- 【現況と課題】
- 全国や県平均に比べ、第1号被保険者数の要支援・要介護の認定率が低く、要支援1～要介護2の認定者の割合が70%であるので、居宅サービスの利用が多く、その傾向が続くと見込まれます。
 - 将来的には急速な高齢化率の伸びが予測されるため、サービスの利用量と給付費は増加するものと推測されます。
- 【今後の方針】
- 高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるようにすることが重要です。
 - そのため、居宅サービス、施設サービスのバランスがとれた介護サービスの提供体制を整備し、住み慣れた地域や家庭で、それぞれの身体状況や生活環境に応じた十分なサービスを選択して利用できるよう努めます。

(1) 予防給付

要支援認定者(要支援1～2)の利用を対象とした予防給付の見込量は次のとおりです。

図表 2-9 予防給付の見込量

		2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
介護予防 訪問入浴介護	回数 (回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
介護予防 訪問看護	回数 (回/月)	96.8	96.8	104.0	111.2	145.2
	人数 (人/月)	14	14	15	16	21
介護予防 訪問リハビリテーション	回数 (回/月)	31.9	31.9	31.9	40.0	48.1
	人数 (人/月)	4	4	4	5	6
介護予防 居宅療養管理指導	人数 (人/月)	8	8	9	9	12
介護予防 通所リハビリテーション	人数 (人/月)	142	147	152	161	213
介護予防 短期入所生活介護	日数 (日/月)	26.2	26.2	26.2	33.4	40.6
	人数 (人/月)	4	4	4	5	6
介護予防 短期入所療養介護(老健)	日数 (日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0

〔第2部〕

		2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
介護予防 短期入所療養介護(病院等)	日数 (日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護(介護医療院)	日数 (日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	人数 (人/月)	146	151	156	165	221
特定介護予防 福祉用具購入費	人数 (人/月)	7	7	8	9	11
介護予防 住宅改修費	人数 (人/月)	6	6	6	8	10
介護予防 特定施設入居者生活介護	人数 (人/月)	3	3	3	4	5
介護予防 認知症対応型通所介護※	回数 (回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護※	人数 (人/月)	17	17	18	19	26
介護予防 認知症対応型共同生活介護※	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
介護予防支援	人数 (人/月)	242	250	259	274	365

※地域密着型サービス

(2) 介護給付

要介護認定者（要介護1～5）の利用を対象とした介護給付の見込量は次のとおりです。

図表 2-10 介護給付の見込量

		2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
訪問介護	回数 (回/月)	3,918.1	4,085.3	4,297.7	4,410.1	6,355.3
	人数 (人/月)	243	253	265	274	393
訪問入浴介護	回数 (回/月)	30.1	30.1	35.6	35.6	49.2
	人数 (人/月)	6	6	7	7	10
訪問看護	回数 (回/月)	929.1	980.1	1,022.8	1,046.1	1,508.2
	人数 (人/月)	111	117	122	125	180
訪問リハビリテーション	回数 (回/月)	161.3	171.5	185.0	185.0	269.8
	人数 (人/月)	14	15	16	16	23
居宅療養管理指導	人数 (人/月)	147	154	161	165	240
通所介護	回数 (回/月)	4,120.1	4,285.4	4,474.6	4,654.5	6,666.4
	人数 (人/月)	353	367	383	399	571
通所リハビリテーション	回数 (回/月)	2,149.1	2,242.7	2,327.5	2,420.5	3,468.9
	人数 (人/月)	230	240	249	259	371
短期入所生活介護	日数 (日/月)	1,741.4	1,816.0	1,912.9	1,939.5	2,844.3
	人数 (人/月)	134	140	147	150	219
短期入所療養介護(老健)	日数 (日/月)	19.8	19.8	19.8	19.8	39.6
	人数 (人/月)	3	3	3	3	6
短期入所療養介護(病院等)	日数 (日/月)	26.0	26.0	26.0	26.0	52.0
	人数 (人/月)	1	1	1	1	2
短期入所療養介護 (介護医療院)	日数 (日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数 (人/月)	469	491	514	530	764
特定福祉用具購入費	人数 (人/月)	9	9	9	10	16
住宅改修費	人数 (人/月)	8	8	8	10	14
特定施設入居者生活介護	人数 (人/月)	15	16	16	17	26
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護※	人数 (人/月)	1	1	1	1	2

〔第2部〕

		2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
夜間対応型訪問介護※	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護※	回数 (回/月)	911.5	938.2	988.4	1,024.2	1,474.4
	人数 (人/月)	95	98	103	107	154
認知症対応型通所介護※	回数 (回/月)	44.4	44.4	44.4	44.4	72.2
	人数 (人/月)	3	3	3	3	5
小規模多機能型居宅介護※	人数 (人/月)	24	26	28	29	40
認知症対応型共同生活介護※	人数 (人/月)	99	99	99	115	167
地域密着型 特定施設入居者生活介護※	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護※	人数 (人/月)	29	29	29	36	51
看護小規模多機能型 居宅介護※	人数 (人/月)	23	23	26	26	37
居宅介護支援	人数 (人/月)	759	790	825	857	1,230

※地域密着型サービス

2 施設サービスの見込量

- 【現況と課題】
- 施設サービスの利用量と給付額はほぼ横ばいで推移しており、今後もその傾向が続くと見込まれます。
 - 将来的には急速な高齢化率の伸びが予測されるため、サービスの利用量と給付費は増加するものと推測されます。
-
- 【今後の方針】
- 重度の認知症や専門的な介護が必要な高齢者、家庭の事情等により、施設に入所する必要がある高齢者のために、施設サービスの充実に努めます。

図表 2-11 施設サービスの見込量

		2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
介護老人福祉施設	人数 (人/月)	91	91	91	108	158
介護老人保健施設	人数 (人/月)	77	77	77	92	133
介護医療院	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	人数 (人/月)	0	0	0		—

3 地域密着型サービスの整備計画

- 【現況と課題】
- 地域密着型サービスとは、認知症高齢者や要介護高齢者等が、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域の実情に対応したサービスとして市町村が指定できるものです。町内に希望するサービスがない場合は、長与町が相手先の市町村と利用協定を締結した場合に利用可能となります。
 - 第7期計画の期間中に地域密着型通所介護1か所、看護小規模多機能型居宅介護1か所が新たに開設されています。
- 【今後の方針】
- 第8期計画の期間中には新たな施設整備は想定していませんが、住み慣れた地域で十分なサービスが受けられるよう、既存のサービス提供体制の充実に努めます。

図表 2-12 地域密着型サービスの整備計画

(単位:か所、人)

		既存 施設	第8期計画期間中の整備				総計
			2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	計	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	施設数	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	施設数	7	0	0	0	0	7
	定員数	94	0	0	0	0	94
認知症対応型通所介護	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	施設数	2	0	0	0	0	2
	定員数	48	0	0	0	0	48
認知症対応型共同生活介護	施設数	6	0	0	0	0	6
	定員数	99	0	0	0	0	99
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	施設数	1	0	0	0	0	1
	定員数	29	0	0	0	0	29
看護小規模多機能型居宅介護	施設数	1	0	0	0	0	1
	定員数	29	0	0	0	0	29

4 相談・情報提供の充実

- 【現況と課題】
- 毎年、広報紙で介護保険制度のシリーズ化を図り、情報提供と制度の周知に努めています。65歳で介護保険資格取得時には、介護保険被保険者証の送付時に、パンフレットを同封し周知しています。
 - 利用者が安心して必要なサービスを選択・利用できる環境を整えるためには、身近な地域での相談や介護保険制度の利用についての情報を提供していく必要があります。
 - 長与町社会福祉協議会に委託し、視覚障害のある人に対応した広報・議会だより・選挙公報等の音訳した情報提供を行っています。

- 【今後の方針】
- 利用者本位の理念に立って、介護保険制度の正しい理解と普及、サービスの適切な選択ができるよう情報提供、相談機能の向上を図ります。

【主要施策】

事業	内容	所管
情報提供	<p>高齢者保健福祉サービスや介護保険サービスの利用の方法等、パンフレットや町ホームページによる最新情報の提供に努めます。</p> <p>また、出前講座を行うなど、地域で介護保険制度の説明や利用の仕方などについて、きめ細やかな情報を提供します。</p>	介護保険課
視覚障害・聴覚障害のある人への配慮	<p>「声の広報」へ福祉や介護の情報を掲載していくなど障害のある人に配慮した情報提供を行います。</p>	福祉課
サービス利用相談	<p>地域包括支援センターにおいて、保健福祉サービスに関する高齢者や家族の総合相談・支援を行います。</p> <p>また、訪問看護師による訪問健康調査を通じて受けた相談等について、主任ケアマネジャーなど専門職と連携して対応していきます。</p>	介護保険課

5 サービスの質の向上に向けた取組

- 【現況と課題】
- 地域密着型サービスの整備について、長与町介護保険運営協議会での協議を踏まえ、適切に指定等を行っています。適時文書による指導のほか、運営推進会議に参加して定期的に現状の把握に努めています。
 - 認知症を含む施設入所相談については、地域包括支援センターで相談を受け、サービスの情報提供を行っています。ニーズ調査で最も多かった在宅生活の意向も踏まえながら、必要なサービスの提供に努めます。
 - 介護保険の制度や介護サービスの提供に係る相談については、ケアマネジャーの資格を有する介護相談員を窓口配置し対応しています。また、他の制度に係る相談があった場合は担当部署の職員等と連携を図っています。
 - 長与町ケア連絡会等からの依頼により、職員をサービス事業所へ派遣し講習会を実施しています。また、制度改正で大きく制度が変わった場合も説明会を実施し、制度の普及に努めています。

- 【今後の方針】
- 良質で安全なサービスの計画的な整備に取り組みます。
 - 利用者からの苦情には的確な説明に努め、適切な対応を行います。

【主要施策】

事業	内容	所管
地域密着型サービスの整備	地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスの指定、取り消し、指定基準の設定等を実施するにあたり、長与町介護保険運営協議会による協議を踏まえ、学識経験者や地域の保健医療関係者、福祉関係者、被保険者など各方面の意見を踏まえながら、サービス提供体制の整備に取り組みます。	介護保険課
相談、苦情処理の体制づくり	住民が気軽に相談できる環境づくり、身近な相談窓口の体制づくりに努めます。 また、町内の関係団体・サービス事業者・保健福祉事業従事者など、地域の多くの関係者からの意見収集に努めます。	介護保険課 福祉課

介護サービスの安全性の向上	<p>介護サービス提供時の事故を防止するため、ケアマネジャーやサービス事業者等への啓発を行うとともに、事例検討や意見交換の機会を設けるなど、事故防止と緊急時の対応能力を高め、サービス提供時の安全性の確保に努めます。</p>	介護保険課
介護人材の確保に向けた取組	<p>介護従事者の質の向上やよりよいサービスの提供につなげるため、各種研修や講座等の開催、情報提供などを行い介護従事者の育成を支援します。</p> <p>また、関係機関と連携し、学生を対象とした介護の仕事紹介の講演会や職場体験の実施など、介護を支える基盤である介護従事者の確保に努めます。</p>	介護保険課
業務効率化の推進	<p>介護現場の業務効率化を支援するため、国や長崎県と連携しつつ、申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化やICT等の活用等によるペーパーレス化等を推進します。</p>	介護保険課

6 介護保険給付適正化の推進

- 【現況と課題】
- 要介護認定における訪問調査員及び認定審査会委員の資質向上のために、定期的に長崎県などが行う研修に参加し、調査の平準化、正確性を図っています。
 - 保険給付の適正化は、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにあります。そこで、適正化事業の5本柱をいかに実施していくかが課題となります。
 - 介護保険サービスの利用明細の通知を受給者に対して行うとともに、医療情報との突合による点検、縦覧点検を実施し適正な給付に努めています。

- 【今後の方針】
- 要介護認定の迅速で適正な処理に努めます。
 - 保険給付の確保のため適切な給付管理を行います。
 - 利用者の視点に立ったサービス提供が行えるよう、利用ニーズ等を踏まえたサービス提供体制を構築していきます。

【主要施策】

事業	内容	所管
ケアプラン点検の実施	必要なサービスを適切に利用できるようにし、その結果として保険給付の適正化及び効率化を図ることができるよう、居宅サービスの土台となるケアプランの質の向上を図ります。	介護保険課
縦覧点検・医療情報との突合	業務委託をしている長崎県国民健康保険団体連合会から縦覧点検・医療情報との突合についての情報により、疑義のある請求について適正化を行います。	介護保険課
サービス利用者への介護給付費通知による啓発	介護サービス利用実績を通知することにより、サービス利用者の介護保険利用についての意識向上を図ります。	介護保険課
住宅改修等の点検	住宅改修費、福祉用具購入費、福祉用具貸与費の給付に関し、申請書をもとに給付の整合性・必要性等の確認を行います。	介護保険課

要介護認定の適正化	介護サービスを必要とする人を、適切に認定することが重要ですので、研修等により、適切な要介護認定調査の実施及び介護認定審査会の運営に努めます。	介護保険課
-----------	--	-------

図表 2-13 介護保険給付適正化の目標値

	実績	見込み	計画期間(目標値)			参考
			2019 (R1)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	
ケアプラン点検	町内事業所	町内事業所	町内事業所	町内事業所	町内事業所	町内事業所
縦覧点検・医療情報との突合 (件)	2,546	全件	全件	全件	全件	全件
医療情報との突合件数 (件)	1,181	全件	全件	全件	全件	全件
縦覧点検数 (件)	1,365	全件	全件	全件	全件	全件
介護給付費通知 (回)	1	1	1	1	1	1

第4章 推進体制の整備

1 保健・医療・福祉の連携・強化

（1）推進体制の充実

本計画の目標の達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者、その家族等のニーズに適切に対応していくため、保健・医療・福祉分野や生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取組を進めます。

（2）関係機関との連携

県、国との連携を深めるとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会、福祉機関、警察等関係機関、教育機関、各種団体との連携を図ります。

2 連携と協働

（1）住民との協力関係の構築

あらゆる住民が参画し、地域の特性を生かした福祉の輪が広がるよう、地域福祉を推進し、福祉文化の浸透を図り、住民との協力関係を築きます。

（2）関係団体との連携と支援

地域福祉の推進役として位置づけられる長与町社会福祉協議会及び、民生委員児童委員、老人クラブ、各種ボランティア団体、NPO、各種団体を支援するとともに、協働する関係を築きます。

3 計画の進行管理

計画の達成状況を踏まえながら、目標数値が達成できるよう関係機関との連携を図り、その実施状況の把握と進行管理に努めます。

また、3年ごとの計画見直しの機会を捉えて、それまでの取組を評価するとともに、高齢者保健・福祉事業及び介護保険事業の円滑かつ適切な運営を行うため、長与町介護保険運営協議会で事業の進行や評価に対する意見をいただき、制度運営に反映させます。

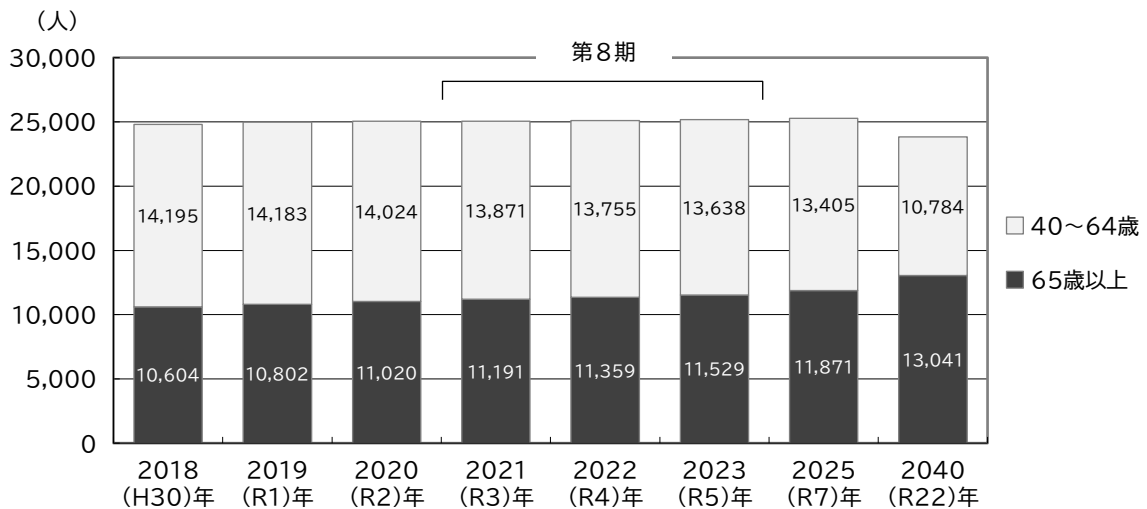
第3部 介護保険事業費の見込み

第1章 介護保険被保険者と認定者数の推移

(1) 被保険者数の推移

国立社会保障・人口問題研究所による推計「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」によると、第8期の最終年度（令和5年度）には40～64歳の第2号被保険者は13,638人に、65歳以上の第1号被保険者は11,529人になると推計されます。

図表 3-1 40～64歳、65歳以上人口の推計



※国立社会保障・人口問題研究所による推計結果（地域包括ケア「見える化」システム）
H30～R2年は各年9月末現在の実績値

図表 3-2 40～64歳、65歳以上人口の推計

（単位：人）

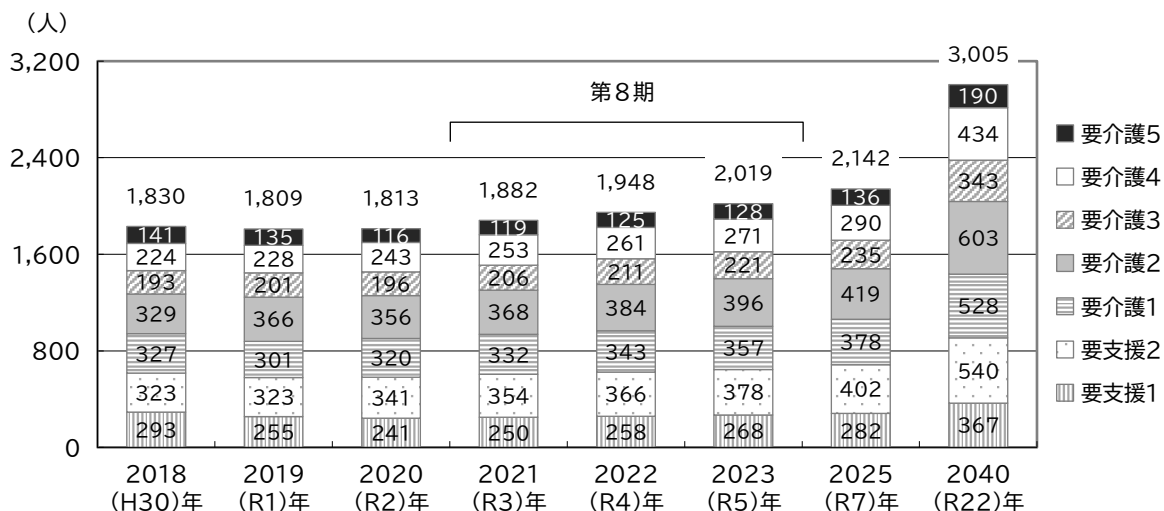
	2018 (H30)年	2019 (R1)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年	2025 (R7)年	2040 (R22)年
40～64歳	14,195	14,183	14,024	13,871	13,755	13,638	13,405	10,784
65歳以上	10,604	10,802	11,020	11,191	11,359	11,529	11,871	13,041
65～69歳	3,183	2,978	2,900	3,058	2,991	2,926	2,795	2,981
70～74歳	2,465	2,690	2,844	2,645	2,636	2,625	2,606	2,314
75～79歳	1,956	2,071	2,044	2,221	2,350	2,477	2,734	2,411
80～84歳	1,430	1,459	1,523	1,579	1,629	1,679	1,780	2,071
85～89歳	912	934	973	957	987	1,018	1,078	1,642
90歳以上	658	670	736	731	766	804	878	1,622

※国立社会保障・人口問題研究所による推計結果（地域包括ケア「見える化」システム）
※H30～R2年は各年9月末現在の実績値

(2) 要介護認定者数の推移

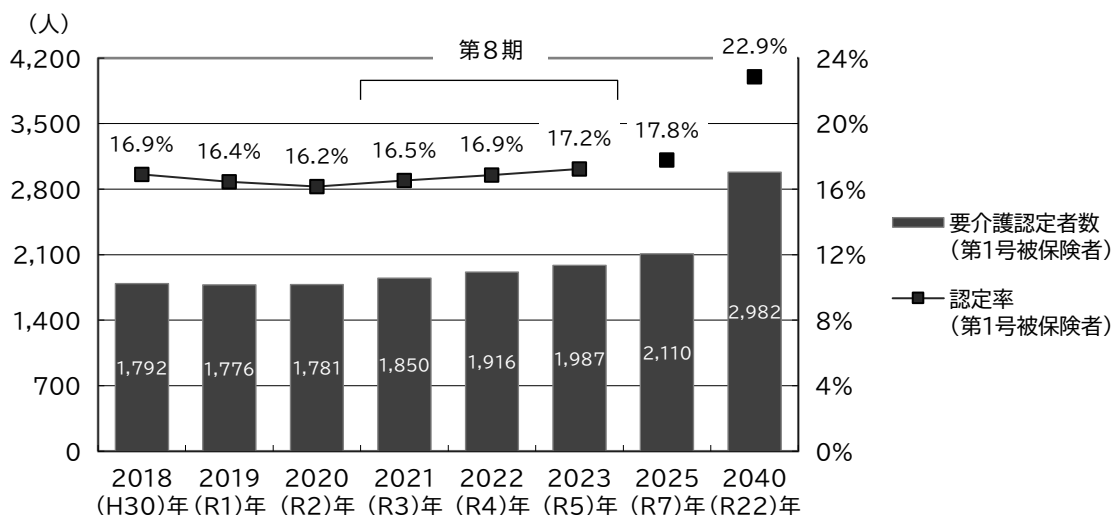
今後も要介護等認定者数は増加傾向が続き、第8期計画最終年度の令和5年には2,019人に達することが予想されています。

図表 3-3 要介護等認定者数の推計



※地域包括ケア「見える化」システムより
 ※要介護等認定者数は第2号被保険者を含んだ人数
 ※H30～R2年は各年9月末現在の実績値

図表 3-4 第1号被保険者の要介護認定者数と認定率



※地域包括ケア「見える化」システムより
 ※H30～R2年は各年9月末現在の実績値

第2章 サービス給付費総額

(1) 予防給付費

図表 3-5 予防給付費

(単位:千円)

	第8期			参考
	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	4,897	4,899	5,261	5,622
介護予防訪問リハビリテーション	1,117	1,117	1,117	1,401
介護予防居宅療養管理指導	883	883	986	986
介護予防通所リハビリテーション	57,342	59,388	61,402	65,156
介護予防短期入所生活介護	1,990	1,991	1,991	2,548
介護予防短期入所療養介護 (老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	8,849	9,151	9,453	10,012
特定介護予防福祉用具購入費	2,238	2,238	2,596	2,864
介護予防住宅改修	4,508	4,508	4,508	6,011
介護予防特定施設入居者生活介護	1,575	1,575	1,575	2,101
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	14,298	14,306	15,316	15,849
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	12,930	13,364	13,845	14,647
合計(予防給付費)	110,627	113,420	118,050	127,197

(2) 介護給付費

図表 3-6 介護給付費

(単位:千円)

	第8期			参考
	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度
居宅サービス				
訪問介護	139,368	145,513	152,978	156,747
訪問入浴介護	4,401	4,404	5,207	5,207
訪問看護	58,464	61,736	64,450	65,890
訪問リハビリテーション	5,563	5,919	6,381	6,381
居宅療養管理指導	17,434	18,272	19,085	19,587
通所介護	402,001	418,693	437,599	453,966
通所リハビリテーション	218,909	228,920	237,329	246,013
短期入所生活介護	180,728	188,455	198,674	201,059
短期入所療養介護(老健)	1,989	1,990	1,990	1,990
短期入所療養介護(病院等)	3,964	3,967	3,967	3,967
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	73,776	77,364	81,168	83,074
特定福祉用具購入費	3,263	3,263	3,263	3,560
住宅改修	7,294	7,294	7,294	8,923
特定施設入居者生活介護	29,406	31,125	31,125	33,477
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1,937	1,938	1,938	1,938
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	83,400	85,634	90,432	93,282
認知症対応型通所介護	5,612	5,615	5,615	5,615
小規模多機能型居宅介護	56,189	59,857	66,313	67,813
認知症対応型共同生活介護	297,480	297,645	297,645	345,805
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	102,427	102,484	102,484	126,926
看護小規模多機能型居宅介護	58,383	58,415	66,021	66,021

	第8期			参考
	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度
施設サービス				
介護老人福祉施設	288,470	288,630	288,630	342,312
介護老人保健施設	247,342	247,480	247,480	295,637
介護医療院	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	—
居宅介護支援	137,664	143,420	149,901	155,434
合計(介護給付費)	2,425,464	2,488,033	2,566,969	2,790,624

(3) 総給付費

図表 3-7 総給付費

(単位:千円)

	第8期			参考
	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度
総給付費(A)	2,536,091	2,601,453	2,685,019	2,917,821
予防給付費	110,627	113,420	118,050	127,197
介護給付費	2,425,464	2,488,033	2,566,969	2,790,624

(4) 標準給付費見込額

図表 3-8 標準給付費見込額

(単位:円)

	第8期			参考
	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度
総給付費	2,536,091,000	2,601,453,000	2,685,019,000	2,917,821,000
特定入所者介護サービス費等 給付額(財政影響額調整後)	46,024,515	42,182,683	43,772,675	46,458,398
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	35,716,198	36,224,679	37,590,255	39,896,972
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,238,081	2,314,728	2,401,987	2,549,384
算定対象審査支払手数料	3,172,676	3,281,308	3,405,036	3,613,938
審査支払手数料支払件数(件)	42,874件	44,342件	46,014件	48,837件
標準給付費見込額(B)	2,623,242,470	2,685,456,398	2,772,188,953	3,010,339,692

(5) 地域支援事業費

図表 3-9 地域支援事業費

(単位:円)

	第8期			参考
	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度
地域支援事業費(C)	216,577,000	223,749,629	230,985,284	245,470,197
介護予防・日常生活支援総合事業費	140,000,000	146,030,286	152,109,999	164,269,428
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	57,577,000	58,441,350	59,315,990	61,075,559
包括的支援事業(社会保障充実分)	19,000,000	19,277,993	19,559,295	20,125,210

(6) サービス給付費総額

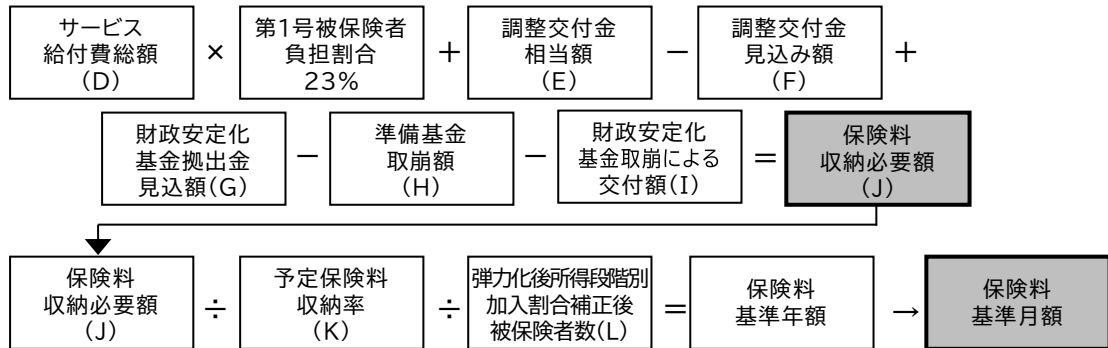
図表 3-10 サービス給付費総額

(単位:円)

	第8期			参考
	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度
サービス給付費総額(D)	2,839,819,470	2,909,206,027	3,003,174,237	3,255,809,889
標準給付費見込額	2,623,242,470	2,685,456,398	2,772,188,953	3,010,339,692
地域支援事業費	216,577,000	223,749,629	230,985,284	245,470,197

第3章 第1号被保険者の介護保険料

図表 3-11 第1号被保険者の保険料基準月額算出フロー



(1) 保険料収納必要額

図表 3-12 保険料収納必要額

(単位:円)

		第8期		
		2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
サービス給付費総額(D)	8,752,199,734	2,839,819,470	2,909,206,027	3,003,174,237
第1号被保険者負担分相当額	2,013,005,939	653,158,478	669,117,386	690,730,075
調整交付金相当額(E)	425,951,405	138,162,124	141,574,334	146,214,948
調整交付金見込額(F)	137,857,000	47,528,000	45,587,000	44,742,000
調整交付金見込交付割合		1.72%	1.61%	1.53%
75歳以上加入割合補正係数		1.0846	1.0886	1.0919
所得段階別加入割合補正係数		1.0535	1.0539	1.0539
財政安定化基金拠出金見込額(G)	0			
財政安定化基金拠出率	0.0%			
財政安定化基金償還金	0			
準備基金残高(前年度末の見込額)	447,600,077			
準備基金取崩額(H)	79,234,662			
財政安定化基金取崩による交付額(I)	0			
市町村特別給付等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0			
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	0			
保険料収納必要額(J)	2,221,865,682			

※端数処理により合計は一致しない

(2) 所得段階別被保険者数

図表 3-13 所得段階別被保険者数の推計値

(単位:人)

	第8期					
	2021(R3)年度		2022(R4)年度		2023(R5)年度	
第1段階	1,504	13.4%	1,527	13.4%	1,550	13.4%
第2段階	655	5.9%	664	5.8%	674	5.8%
第3段階	588	5.3%	596	5.2%	605	5.2%
第4段階	1,908	17.0%	1,937	17.1%	1,966	17.1%
第5段階	1,409	12.6%	1,430	12.6%	1,452	12.6%
第6段階	1,595	14.3%	1,619	14.3%	1,643	14.3%
第7段階	1,948	17.4%	1,978	17.4%	2,007	17.4%
第8段階	789	7.1%	801	7.1%	813	7.1%
第9段階	795	7.1%	807	7.1%	819	7.1%
合計	11,191	100.0%	11,359	100.0%	11,529	100.0%

※端数処理により合計は一致しない

(3) 予定保険料収納率と弾力化後所得段階別加入割合補正後被保険者数

図表 3-14 予定保険料収納率と弾力化後所得段階別加入割合補正後被保険者数

(単位:人)

		第8期		
		2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
予定保険料収納率(K)	98.50%			
弾力化後所得段階別 加入割合補正後被保険者数(L)	35,467	11,647	11,822	11,999

※端数処理により合計は一致しない

(4) 第1号被保険者保険料の考え方

① 保険料所得段階の設定

第7期計画の保険料所得段階と同様に9段階に設定します。

また、国が示す基準所得金額の変更に伴い、本町においても同様に、第7段階と第8段階を区分する合計所得金額を210万円とし、第8段階と第9段階を区分する合計所得金額を320万円とします。

②低所得者等への配慮

収入や資産等一定の基準を満たす人に対し、第2段階の低所得者に対する軽減制度及び第6段階に対する激変緩和措置で、国が示す標準保険料率と比較し、本町独自に配慮を行っています。

③介護給付費準備基金の活用

第7期計画までに発生している保険料の余剰金については、国の方針として、各保険者において、必要最低限と認める額を除いて第8期計画の保険料のために活用することができることされており、本町においても介護給付費準備基金を取り崩し、保険料抑制のために充当します。

④保険料基準額（月額）

第8期計画の保険料基準額（月額）は5,300円です。

【第8期計画】

図表 3-15 所得段階区分及び保険料

【基準額(月額)】 5,300 円

所得段階	住民税課税状況		所得段階の内容	保険料率 (第8期)	参考 (国が示す 標準保険料率)	保険料 年額
第1段階	本人が 非課税	世帯 非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	×0.50 ×0.30(※1)	×0.50 ×0.30(※1)	31,800円 19,100円(※2)
第2段階			合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	×0.65 ×0.50(※1)	×0.75 ×0.50(※1)	41,300円 31,800円(※2)
第3段階			合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	×0.75 ×0.70(※1)	×0.75 ×0.70(※1)	47,700円 44,600円(※2)
第4段階		世帯 課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	×0.90	×0.90	57,200円
第5段階			合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	標準額	標準額	63,600円
第6段階	本人が 課税		合計所得金額が120万円未満	×1.15	×1.20	73,100円
第7段階			合計所得金額が120万円以上210万円未満	×1.30	×1.30	82,700円
第8段階			合計所得金額が210万円以上320万円未満	×1.50	×1.50	95,400円
第9段階			合計所得金額が320万円以上	×1.70	×1.70	108,100円

※1 及び ※2 : 低所得者軽減対策に伴う保険料率軽減及び保険料年額

資料編

第1章 計画策定組織

1 長与町介護保険運営協議会

(1) 設置条例

長与町介護保険運営協議会条例

平成19年1月5日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)等に基づき、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに地域包括支援センター及び地域密着型サービスについてその円滑な実施を図り、一体化した長与町の老人福祉を実現するため、長与町介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 老人福祉法等に基づく老人保健福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 介護保険法に基づく介護保険事業計画の策定及び見直しに関すること。

2 前項に掲げるもののほか、協議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、町長に意見を述べることができる。

- (1) 老人福祉法等に基づく老人保健福祉計画の推進に関すること。
- (2) 介護保険法に基づく介護保険事業計画の推進に関すること。
- (3) 介護保険法に基づく地域包括支援センター及び地域包括支援センター運営協議会に関すること。
- (4) 介護保険法に基づく地域密着型サービス等に関すること。
- (5) その他老人の保健及び福祉に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が任命する。

- (1) 保健医療関係者の代表
- (2) 福祉関係者の代表
- (3) 識見を有する者
- (4) 指定サービス事業者等の代表
- (5) 被保険者代表

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 地位又は職により任命された委員の任期は、前項の任期の間、当該地位又は職にある期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(意見の聴取)

第7条 協議会の会議において、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

2 前項の規定により会議に出席した者には、実費弁償に関する条例(昭和43年条例第32号)の規定により、実費の弁償を行う。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか協議会に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月24日条例第30号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

任期:平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

区分	所属	氏名	備考
保健医療関係者の代表	西彼歯科医師会	◎齋藤 秀文	
	西彼杵医師会	○本多 光幸	
	長崎県看護協会 県南支部	山元 紀子	
福祉関係者の代表	長与町社会福祉協議会	帯田 由寿	
	長与町民生委員児童委員協議会	平野 義久	任期(平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 11 月 30 日)
		林田 薫	任期(令和元年 12 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)
長与町老人クラブ連合会	内田 政信		
識見を有する者	長崎県西彼保健所	下窄 垂美	任期(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)
		木口 富士枝	任期(令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)
	長崎県西彼福祉事務所	山里 勝己	
指定サービス事業者等の代表	老人福祉施設	池原 香	
	地域密着型サービス施設	貞松 徹	
	長与町介護支援専門員連絡協議会	森山 友意	任期(平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日)
		松崎 勝彦	任期(令和元年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)
長与町ケア連絡会	岡本 浩一		
被保険者代表	被保険者	相川 正敏	
	被保険者	八田 賢一	
	被保険者	岡嶋 道子	

(敬称略)

順不同

◎:会長、○:副会長

第2章 計画策定経過

令和元年	
8月 22日	令和元年度 第2回長与町介護保険運営協議会 在宅介護実態調査の検討
9月 ~ 令和2年5月	在宅介護実態調査の実施
令和2年	
1月 30日	令和元年度 第3回長与町介護保険運営協議会 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の検討
2月 ~ 3月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施
8月 20日	令和2年度 第1回長与町介護保険運営協議会 アンケート調査結果の報告
11月 26日	令和2年度 第2回長与町介護保険運営協議会 老人福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗状況について 老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の基本的な考え方について
12月	令和2年度 第3回長与町介護保険運営協議会(書面開催) 老人福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)の検討
令和3年	
1月	令和2年度 第4回長与町介護保険運営協議会(書面開催) 老人福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)の検討・承認
2月 4日	老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の答申

長与町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画

(第8期 令和3年4月～令和6年3月)

発行日 : 令和3年3月

発行 : 長与町

編集 : 長与町 健康保険部 介護保険課

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1

TEL 095-883-1111 (代表)

ホームページ <https://webtown.nagayo.jp/>
